



VIII 参考資料

目 次

(1/2)

1. 河川協議	VIII-1
1.1 河川占用申請書類	VIII-1
1.2 標準的な河川協議フロー	VIII-21
2. 負担金	VIII-25
2.1 河川事業との事業費負担金	VIII-25
2.2 添架負担金	VIII-28
3. 高架下利用計画	VIII-39
3.1 高架下利用の考え方	VIII-39
3.2 高架下等利用計画の策定にあたっての基本事項	VIII-39
3.3 高架下等利用計画の策定にあたっての留意事項	VIII-40
4. 設計照査	VIII-51
4.1 照査報告書の手順	VIII-51
4.2 照査のポイント	VIII-51
4.3 詳細設計照査様式	VIII-54
5. 特別調査	VIII-61
5.1 特別調査の実施について	VIII-61
5.2 特別調査品目	VIII-61
5.3 特別調査に関する留意事項	VIII-61
6. 工事完了時作成書類	VIII-62
6.1 作成手順と提出先	VIII-62
6.2 橋梁台帳	VIII-62
6.3 橋梁設計調書の作成	VIII-67
6.4 電子成果	VIII-78



VIII 参考資料

目 次

(2/2)

7. 歩道橋への適用.....	VIII-79
7.1 設計の基本.....	VIII-79
7.2 耐震設計の考え方.....	VIII-79
8. 設計委託成果品.....	VIII-81
8.1 一般.....	VIII-81
8.2 報告書の作成.....	VIII-81
8.3 設計図面.....	VIII-83
8.4 橋梁一般図.....	VIII-83
9. 新技術・新工法に関する参考資料.....	VIII-86
9.1 NETIS 新技術情報提供システム.....	VIII-86
10. 維持管理.....	VIII-87



1. 河川協議

1.1 河川占用申請書類

① 許可申請書

[工作物の新築等の許可申請書]

(甲)

<h1>許 可 申 請 書</h1>	
文書番号 平成 年 月 日	
静岡県知事	様
申請者	住所 静岡市葵区追手町5番1号 氏名 印
別紙のとおり河川法第	24 条の許可を申請します。 26

→以下の資料を添付

- ① 許可申請書
- ② 審査検討表
- ③ 許可申請書の検討事項表
- ④ 添付図書について
- ⑤ 審査チェックリスト

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること



(乙の4)

(工作物の新築、改築、除去)

1 河川の名称

2 目的

3 場所

4 工作物の名称又は種類

5 工作物の構造又は能力

6 工事の実施方法

7 工期

8 占用面積

9 占用の期間



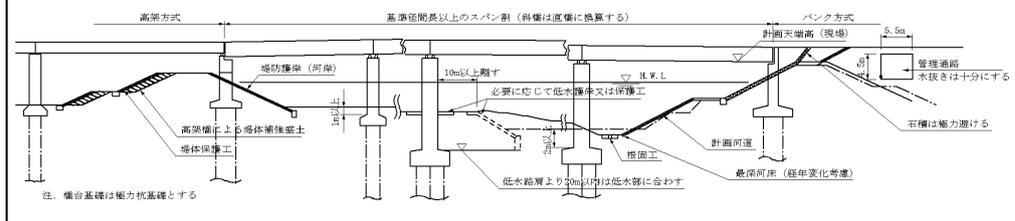
② 審査検討表

様式-2 ○○川水系 ○級河川○○○川 ○○○橋 審査検討表

路線名	橋長	m	川幅	m	計画交通量又は最大遮断時間	台/未満分/時	既設橋までの距離	上流側	m		
橋種	形式						下流側	m			
改修計画との調整											
計画高水流量	m ³ /s	計画高水位	m	計画堤防高	m	計画天端幅	m				
高水数高	計画 TP	河床高 (縦断面図を作成し経年変化考慮)	計画 TP	最低 TP	現況堤防高	左岸 TP	右岸 TP	位置	左岸 右岸		
方向	桁下高	基準 TP	m	基準 TP	m	計算式					
	計画 TP	m	径間長	計画 TP	m	スパン割					
下部工	橋台	位置	川幅 50m 以上で計画流下断面外か	YES NO	川幅 50m 未満は堤防法線より後か	YES NO					
		底面	堤防地盤線以下か	YES NO	方向 堤防法線に平行か	YES NO					
	高架橋か	左岸	YES NO	YESの場合堤体補強は	有無	空間高	左岸	m			
		右岸	YES NO		有無		右岸	m			
	橋脚	位置	低水路法先、法肩より10m以上あるか。			YES NO					
		NOの場合手当は									
		方向	洪水時の流水に平行か		YES NO	NOの場合の形状					
		幅	ピア総幅	m	有効河幅	m	障害率	%			
	基礎	支持層へ支持しているか		YES NO	杭		井筒	岩着			
		フーチング	低水部	高水部	20m以内						
天端高		TP	m	TP	m	TP	m				
護岸	護岸の範囲 (最低上下流10m)	橋台部分を天端まで計画しているか (Max 10m)				YES NO					
		その他の区間は計画高水位以上か				YES NO					
		護岸基礎の根入れは改修計画に合っているか				YES NO					
			左岸		右岸						
			上流	下流	上流	下流					
	高水	基準	m	m	m	m					
		計画	m	m	m	m					
	低水	基準	m	m	m	m					
		計画	m	m	m	m					
	高架橋による保護	天端 (MAX 5m)									
裏法面 (MAX10m)											
管理用通路	堤防は兼用道路か	YES NO	路線名	左岸	右岸	線	交通量	台日			
	管理用通路 (立体交差)	幅員 (5.5m)		空間高 (4.5m)		取付勾配 (6%)					
		左岸	m	m	上	下					
	取付道路 (平面交差)	幅員		レベル区間 (4m)		取付勾配 (6%)					
		左岸	m	m	上	下					
	右岸	m	m	上	下						
	その他	旧橋は完全撤退することになっているか		YES NO	年以内						
		添架物の検討は十分なされているか		YES NO	上水		ガス		電気		通信
		堤防取付部の盛土は定規断面等の平行スライドとしているか		YES NO							

断面規程参照

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること





③ 許可申請書の検討事項表

(別表)

河川法第 20 条・24 条・26 条等に係る許可申請書の検討事項表

河川名	○級河川 ○○川水系 ○○○川		右岸	Km
			左岸	Km
目的			新築、改築、除却、継続	
申請者	住所		電話	
	氏名		担当者	

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること

1 申請書について (河川法施行規則第 15 条第 1 項) 結果の欄 適正○ 不適× 該当なし-

項目	検討事項	結果	備考
1 河川の名称	河川の種類、水系名、河川名が正確に記載してあるか。		
2 目的	具体的に記載してあるか		
3 場所	○○市(郡)○○町(村)字○○番地地先まで原則として記載してあるか。		
4 工作物の名称又は種類			
5 工作物の構造又は能力	申請に係る主要工作物の構造寸法、延長等を記載してあるか。		
6 工事実施の方法			
7 工期			
8 占用面積	1) 求積図により三斜法により求積した面積を記載してあるか。 2) 河川区域内の行為面積のあるものは同様に記載してあるか。		
9 占用の期間			



④ 添付図書について

2 添付図書について (河川法施行規則第15条第2項) 結果の欄 適正○ 不適× 該当なし-

項目	検討事項	結果	備考
1 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書	1) 申請に係る事業の必要性 2) 当該申請箇所在工作物等を設置しなければならない理由 3) 工作物等の構造、規模、能力等を決定した根拠		
2 位置図	1) 申請箇所が正確に旗揚げして表示してあるか。		縮尺 1/50,000~1/25,000 国土地理院発行の地形図が望ましい。 (付近のみ切り取ったものは用いないこと。)
3 実測平面図	1) 河川の状況が判断できる範囲の平面図か。 2) 河川区域を表示してあるか。 3) 申請に係る工作物等が投影して表示されているか。 4) 工作物等の構造、延長、数量等が旗揚げして表示してあるか。 5) 工作物等の施工箇所、河川区域、河川区域内の行為区域等は凡例を設け表示し着色してあるか。		縮尺 1/2,500~1/500 程度 ※配色は全ての図面で統一すること。
4 縦断図	1) 測点、単距離、追加距離、現況の地盤高、(最低)河床、左右岸堤防(護岸)高、その他橋梁等が表示されているか。 2) 勾配は 1/○○と表示されているか。(○○%表示は用いないこと。) 3) 測点は平面図、縦断図と対照できるか。 4) 起点(下流側)が図面の左側になっているか。 5) 改修計画のある河川は、計画河床高、計画高水位、計画堤防高等を表示してあるか。 6) 申請に係る工作物等が記載しており、旗揚げ表示し着色してあるか。		縮尺 横は原則として実測平面図に同じ 縦は 1/100 又は 1/200
5 横断図	1) 河川の流向(中心線)に対して垂直に測量してあるか。 2) 改修計画のあるものは計画断面、計画高水位等を表示してあるか。 3) 申請に係る工作物等が横断図に対して、位置、高さ、根入れ等が正確に記入されているか。 4) 河川区域の表示があるか。 5) 官民境界の表示があるか。		縮尺 原則として 1/100 改修計画がなくても計画高水位は現況より判断して記させること。 ※配色はすべての図面で統一すること。
6 設計図 (構造図)	1) 工作物の平面図、正面図、側面図、断面図等からなり、必要に応じて詳細図が添付されているか。 2) 工作物の計画高、根入れ等が表示されているか。		

→国への申請は、「河川工作物設置の審査手引き Ver.1.01 中部地方整備局 河川部」を参照すること



項目	検討事項	結果	備考
7 公図写し	1) 申請に係る河川区域、占用区域、河川区域内行為面積等を投影して表示してあるか。 2) 1)の記入事項以外の河川区域赤道、水路敷等を着色して凡例を設けて表示してあるか。 3) 民地に係る場合は、その地目、所有者名、地積も記載されているか。		※配色はすべての図面で統一すること。
8 求積図	1) 占用区域、河川区域内行為面積に隣接する筆を1筆以上含んで測量してあるか。 2) 占用区域、河川区域内行為面積は三斜により求積してあるか。 3) 公図写しと同様着色して凡例を設けて表示してあるか。		※配色はすべての図面で統一すること。
9 防災計画及び安全対策を記載した図書	行為中の防災計画及び安全対策について明記されているか。		土砂流出防止堰堤、擁壁、各種土留工等の必要措置及び立入禁止措置等の位置、内容等について明記すること。
10 利害関係者の承諾書等	河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における申請の場合は、次の書類が添付されているか。 1) 土地登記簿謄本 2) 土地所有者等と行為申請者が異なる場合には、所有者等の承諾書		
11 他法令の許認可書等の写し	他法令に基づく許認可、届出又は協議が必要な場合は、その許認可書等の写しが添付されているか。		申請中の場合は、受付印が押印された申請書の写しを添付すること。
12 現況写真	行為の範囲及び内容がよくわかる写真が添付されているか。		申請位置等を朱書きで明示すること。



⑤ 審査チェックリスト

■ 橋梁

1) 工作物の概要 橋の名称・規模等のあらましを記載する。 7-1

工作物名称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規模	(新幹線、高速道路、国道、都道府県道、鉄道橋、市町村道、農免道路、その他)			
	橋長	幅員	橋の荷重	橋種・型式
	m	m	A、B (荷重)	
	計画交通量	橋台の形式	橋脚の形式	基礎型式
	台/日			

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河川名	川水系	川	距離標	左岸	K	m
				右岸	K	m
地名	左岸 右岸					

3) 設置河川の概要 橋設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

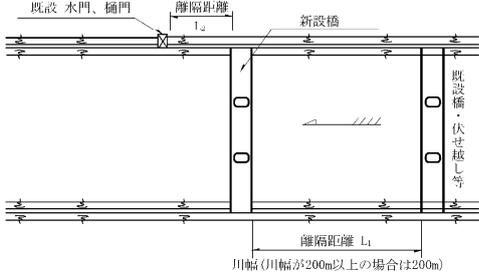
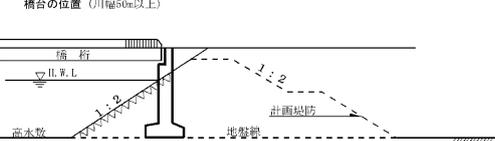
設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川					
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)					
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)					
支川	自己堤、セミバック堤、その他					
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高	
	m ³ /s	左岸 右岸	m	m	左岸 右岸	左岸 右岸
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現況高水敷高		
	m	左岸 右岸	m	左岸 右岸	m	m
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		高潮区間の場合	計画高潮位
	m ³ /s		左岸 右岸			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか					
	生態系について 配慮しているか					
	水質について 配慮しているか					
	施工時環境へ 配慮しているか					
	その他					
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント					
	ブロックの管理方針					
	ゾーニング (空間管理計画)			自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地		拠点地区:

→「事務連絡許可工作物技術審査の手引きについて(平成23年5月11日付け)」参照

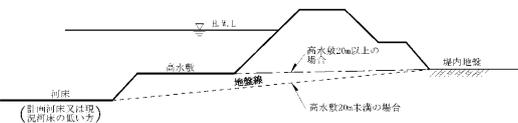
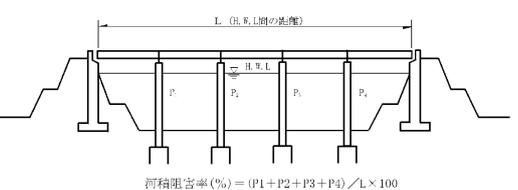
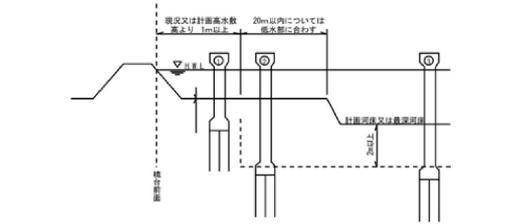
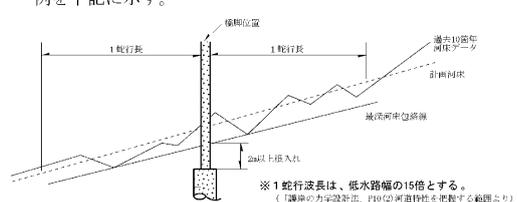


4) 審査事項

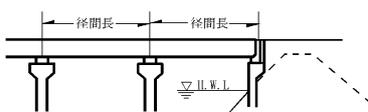
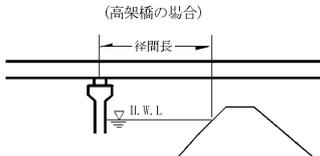
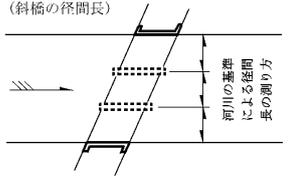
7-2

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>1. 位置 (基準第三・基準第四) (基準第二十一①) (基準第二十一②) (基準第二十一③) (基準第四②解説)</p>	<p>(1) 位置(ルート)決定の主な理由 (2) 狭窄部、水衝部、分合流点はさけているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所(河床勾配の変化点等)はさけているか。 (4) 近接工作物はあるか。ある場合それに対する検討をしたか。</p>  <p>注) 1. 川幅はHWラインで両岸を結んだ距離。</p> <p>(5) 基礎地盤の検討をしたか。</p>		
<p>2. 方向 (基準第二十二②) (令第61条2解説) (令第61条3解説) (令第61条4解説) (基準第二十二③)</p>	<p>(1) 洪水時の流向に対して直角か。 斜橋の場合、治水安全度、河川利用に対する影響を検討しているか。 (2) 橋台の食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は天端幅の1/3以下(2mを越える場合は2m)か。 (3) 斜角が60度以下で、3スパン以上の橋の場合には、河床変動、局所洗掘等による影響を検討し適切と認められる対策を講じているか。 ・橋脚による局所洗掘が近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について、適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしないよう配置とする等の対策を講ずるものとする。</p>		
<p>3. 橋台 (令第61条1解説) (令第61条2) 令第61条3 (令第61条3) (令第61条4) (令第61条4解説3) (令第61条4項解説3 解説5③)</p>	<p>(1) 川幅50m以上、背水区間、高潮区間に設ける橋台の位置はHWLと法面の交点から川表側に出てないか。 (2) 川幅50m未満の時は橋台の前面が表法面肩より川表側に出てないか。 (3) 橋台が堤防の法線に平行でない場合、堤防法線に平行に設けているか。堤防補強を行なっているか。 (4) 橋台の底面は地盤高以下か。 (5) パイルベント基礎となっていないか。 (6) 軟弱地盤等である場合、橋台のフーチング底面は適当な深さとなっているか。</p> <p>橋台の位置 (川幅50m以上)</p> 		



項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
令第61条4 令第61条解説4 令第61条解説4	(7) 堤防と地盤の区分は、高水敷幅20m未満の場合、高水敷を堤防の一部として考えているか。  (8) ピアアバットとなっていないか。 (9) やむを得ずピアアバットを設ける場合、川表側で鞘管構造とし、堤防補強を行っているか。		
4. 橋脚 (令第62条解説3①) (基準第二十二①) (令第62条解説1③) (令第62条1) (令第62条1) (令第62条2) (令第62条2ただし書)	(1) 堤防法先、低水路岸法肩及び河岸法先からの離れはよいか。 (2) 堤体内に橋脚を設けていないか。 (3) 河積阻害率は5%以内か。(新幹線及び高速自動車国道等は7%以内か)  (4) 形状は小判型(細い楕円形)としているか。 (5) 方向は洪水時の流水方向と平行か。 (6) 基礎の上面の高さは イ) 高水敷部(低水路肩から20m以上の高水敷)の橋脚は、河川整備基本方針の計画断面、又は現況高水敷高のいずれか低い方から1m以上の根入れがあるか。 ロ) 低水路部(低水路肩より20m以内の高水敷を含む)は、河川整備基本方針の計画断面、又は最深河床のいずれか低い方から2m以上の根入れがあるか。  ハ) 最深河床は、上下流に局所的な深掘れがないか検討されたか。 ニ) 過去に滞筋が移動したことはないか検討し、高水敷きの橋脚根入れを決定したか。 例を下記に示す。 		

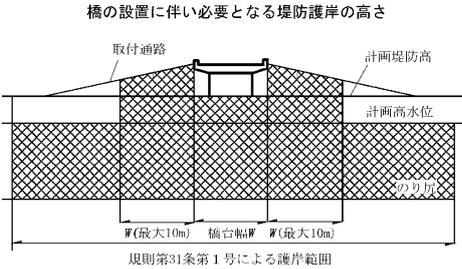
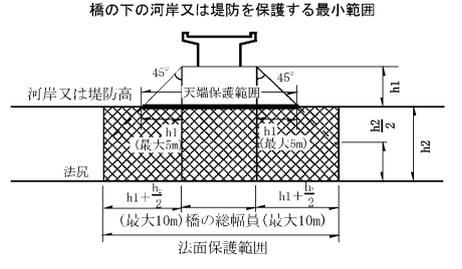


項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第62条解説③・1) (令第62条解説1④) (令第62条解説1④) (令第62条解説1)	(7) 橋脚の位置は、河岸または堤防の法先及び低水路の河岸の法肩から10m以上離れているか。(計画高水流量が500m ³ /s未満の河川では5m) (8) 高架橋の堤内側橋脚は、2Hルールを満足しているか。 (9) 円形橋脚としている場合、選定理由は妥当か。 (10) 円形橋脚としている場合、低水路部のみか。 (11) パイルベント形式となっていないか。		
5. 径間長 (令第63条解説) (令第63条解説1) (令第63条2) 令第63条解説4 (令第63条3) (令第63条4) (規則第29条) (基準第二十二解説)	(1) 斜橋の場合は流心方向に直角に換算しているか。 (2) 堤防に橋台を設けている場合は橋台の胸壁の表側からか。 (3) 堤防に橋台を設けていない場合はHWLの交点からか。 (4) 計画高水流量に対する径間長を満足しているか。 (5) 令第63条2項の適用があるか。 イ) 橋脚が河岸または堤防のり先並びに低水路のり肩から10m(計画高水流量が500m ³ /s未満の場合は5m)以上離れている。 ロ) 橋脚の流心方向の長さが30m未満。 ハ) 橋脚がパイルベント方式でなく、河積の阻害が5%以下。 ニ) 堤防の小段または高水敷と桁のクリアランスが2m未満の部分がある時、これを無効河積とした場合でも必要な流下断面を確保している。 (6) 令第63条3項の適用があるか。 (7) 令第63条4項の適用があるか。 (8) 規則第29条の適用があるか。 イ) 基準径間長未満の近接橋か。 ロ) 基準径間長～川幅(川幅が200m以上の場合は200m)の近接橋か。 ハ) 上記の場合、規則第29条を満足しているか。 (平面交差の場合)  (高架橋の場合)  (斜橋の径間長)  (9) 河川上空に張り出し構造となる橋については、 イ) 計画高水位に余裕高を見込んだ高さ以上となっているか。 ロ) 河岸の景観保全に配慮しているか。 ハ) 基礎等を流下断面内に設けざるを得ない場合、当該張り出し部を無効河積としてせき上げの影響を検討しているか。 ニ) 張り出し部の影響によりが河岸及び河床を洗掘しないように措置しているか。		



項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>6. 桁下高 (令第64条解説) (令第64条1) (令第42条解説1(1)①) (令第64条2)</p>	<p>(1) 計画堤防高以上になっているか。なお、高潮区間にあつては計画高水位に余裕を加えた高さ、または計画高潮位のいずれか高い方か。 (2) 背水区間の特例が適用になるか。 背水の影響を受ける河川の流量が本川の流量の10%以内で支川流量が500m³/s以下の流下物の少ない場合に適用しているか。 イ) 自己流量HWL+余裕高以上かつ本川計画高水位以上か。 (自己流量HWL明記) ロ) 橋面高は堤防高以上か。</p>		
<p>7. 護岸等 (規則第31条-)</p>	<p>(1) 橋台の上下流に下記のとおり護岸があるか。 イ) 堤防直近橋脚の上下流から堤防に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。 ロ) 10m未満となるとき10m以上としているか。 ①護岸の範囲はHWL以上の護岸設置区間以上か。 ハ) 橋台と堤防との取付はHWL以上の護岸を設けているか。 ①護岸は橋台幅以上(10mまで)となっているか。 ②土留上設置の場合、その理由が明確になっているか。</p>		



項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>(規則第31条)</p> <p>(基準第三・四)</p> <p>(令第65条2項解説2⑤)</p>	<p>橋の設置に伴い必要となる堤防護岸の高さ</p>  <p>(2) 低水護岸について</p> <p>イ) 原則として河岸直近橋脚の上下流から河岸に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。</p> <p>ロ) 橋脚の設置に伴い流水が著しく変化し河岸に洗掘等の支障がある場合その処置はしているか。</p> <p>(3) 河川環境に配慮した護岸となっているか。</p> <p>(4) 高架橋の場合、堤防の天端及び法面は十分保護されているか。</p> <p>橋の下の河岸又は堤防を保護する最小範囲</p>  <p>(5) 高水敷の日陰対策等の保護工はされているか。</p>		
<p>8. 護床工及び高水敷保護工</p> <p>(令第62条解説3②)</p> <p>(令第65条解説1)</p> <p>(令第65条解説1①)</p> <p>(令第65条解説)</p>	<p>(1) 次の条件のいずれかに該当する場合、護床工または高水敷保護工を設置しているか。</p> <p>① 橋脚の位置が河床または堤防の法先及び低水路河岸の法尻から10m以内の場合。</p> <p>② 橋脚の設置により洗掘が起るのを防止する必要がある場合。</p> <p>(2) 保護範囲は橋脚周辺5m以上あるか。</p> <p>(3) 保護工を設置した時保護工端部から河岸または堤防の法先及び低水路河岸法尻までの距離が10m未満の場合連続して保護してあるか。</p> <p>(4) 河川環境に配慮しているか。</p>		
<p>9. 河川管理用通路</p> <p>(基準第二十三②)</p> <p>(基準第二十三②解説)</p>	<p>(1) 以下の条件の場合、河川管理用通路として平面交差と立体交差を併設しているか。</p> <p>・管理用通路の併設</p> <p>① 計画高水流量 1000m³/s 以上</p> <p>② 計画交通量 6000台/日以上</p> <p>③ 鉄道遮断時間 20分/時間以上</p>		



項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(基準第二十三②解説) (令第66条解説②ハ) (令第66条解説②ハ) (基準第二十三②解説) (令第66条解説②ロ) (規則15条) (令第76条規則36条)	(2) 平面交差と立体交差を併設する場合において、立体交差が通行不能となる緊急時に緊急車両が平面交差を通行するのに支障はないか。 (3) 管理用通路の勾配はおおむね6%以下の勾配となっているか。 (4) 平面交差の道路取付部には4.0m以上の水平部があるか。幅員は天端幅以上か。 (5) 立体交差部の排水は考慮されているか。 (6) 高架の場合、桁下高は計画堤防天端上、または現堤防の高い方から4.5m以上あるか。 (7) 取付通路の法勾配は、計画堤防法勾配以下としているか。 (8) 立体交差とすることが困難な場合は、100m以内にこれに変わる迂回路(公道)が確保されているか。*ただし、やむを得ない理由がある場合に限る。 (9) 立体交差となるボックス等の場合、敷高は雨水、内水等による障害はないか。 (10) 高架橋でやむを得ない場合は、下記のいずれか高い方を満足しているか。 ①建築限界(2.5m)を加えた高さ ②出水時でも冠水して通行止めとならないように敷高を計画高水位以上として、建築限界(4.5m)を加えた高さ		
10. 改築の特例 (令第73条解説) (令第73条解説1(2)) (令第73条解説1(2))	(1) 構造令に適合していない橋梁に隅切り右折レーン及び歩道橋を添架する場合。 イ) 径間長が20m以上の橋か。 ロ) 近い将来現橋の改築が計画されていないか。 ハ) 橋脚は現橋の見通し線上か。 ニ) 障害率は現況以上とならないか。 ホ) 桁下高は現況を下回っていないか。 ヘ) 河岸または堤防の護岸は、令規則第31条の規定を満足し、現橋の橋脚、橋台の影響も考慮しているか。 ト) 右折レーンを設ける場合、堤防天端の兼用道路において右折レーンを確保しているか。 (2) 構造令に適合していない橋梁に近接した橋として歩道等を設ける場合 イ) 当該区間の河川改修または当該橋梁の改築が近い将来に行われることが明らかであるか。 ロ) 構造令に適合する橋梁を設けることが著しく困難、又は不相当と認められる根拠が明らかであるか。		
11. 隔壁 補足説明	(1) 令第39条第1項の第3の値未満の位置の近接橋の橋脚に隔壁が設けられているか。 (2) 模型実験等による影響検討を行う場合は流木が引掛った状態で実施しているか。		
12. 耐震補強 補足説明	(1) 構造令に適合していない橋梁で耐震補強を行う場合、又は適合している橋梁で耐震補強を実施後障害率が5%（新幹線橋及び高速自動車国道橋の場合は7%）以上となる場合の耐震対策は治水上最も影響少ない方法か。		
『参考』	(1) 橋面排水は河川内へ直接排水していないか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。



■旧施設撤去

1) 工作物の概要 旧施設撤去の内容等のあらましを記載する。 2-1

工作物名称					
事業実施機関名	申請者				
予定工期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
撤去概要					
復旧方法	復旧工法	法長	m	延長	m m ²

2) 設置位置 撤去施設地点について記載する。

河川名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地先名						

3) 河川の概要 旧施設撤去地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現状堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現況高水敷高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		



4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 撤去の原則 (基準第三二解説) (令第62条) (令第62条) (令第33条) (規則第25条)	(1) 旧施設については完全撤去を原則とする。 (2) 堤体内の工作物・堤体下面に空洞を有する工作物及び河道内に埋設された工作物は完全に撤去しているか。 (3) 低水路及び低水路肩から20m間の高水敷部は、河川整備基本方針の計画断面又は最新河床包路線の低い方から-2m以上撤去されているか。 (4) 高水敷部は、河川整備基本方針の計画断面又は現高水敷部の低い方から-1m以上撤去されているか。 (5) 旧施設撤去後の復旧は、原則として河川整備基本方針の計画に合わせて護岸等が施工されているか。 (6) 護岸設置範囲は、H.W.L位置の堤防開削幅以上になっているか。		



■仮設

1) 工作物の概要 仮締切の名称・規模等のあらましを記載する。 5-1

工作物名称	
事業実施機関名	申請者
予定工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
撤去概要	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河川名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m
地先名	

3) 河川の概要 仮締切設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現状堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現況高水敷高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		



4) 審査事項

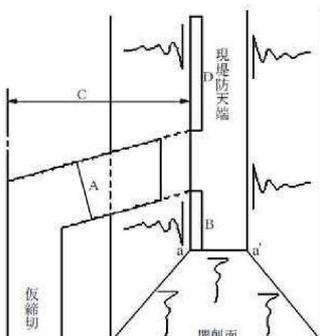
5-2

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 仮締切の設置 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 「堤防の全面開削」、「部分開削するものうち、堤防の機能が相当に低下する場合」か。 ※堤防の機能が相当に低下する場合とは設計対象水位に対して、必要な堤防断面が確保されていない場合をいう。		
2. 構造形式 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 既設堤防と同等以上の治水安全度を有する構造となっているか。 ロ) 出水期間における仮締切の場合、鋼矢板二重式工法となっているか。地質等のために同工法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。 ハ) 土堤による仮締切の場合は法覆工等による十分な補強が川裏に設けられているか。 ・ 流下能力を阻害しない場合であって、流勢を受けない箇所についてはこの限りではない。 ニ) 異常出水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤内地の状況等を踏まえ、応急対策を考慮した構造を検討しているか。 ・ 部分開削の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。 ※ここでいう出水への対策とは、台風の接近などによる河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうなどを設置する対策をいう。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 流水の通常的作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造となっているか。		
3. 設計対象水位 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）としているか。 ロ) 非出水期においては、工事施工期間の既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河積で流下させるための水位のうちいずれか高い水位としているか。ただし、当該河川の特性や近年の出水傾向等を考慮して変更することができる。 ・ 既設堤防高がイ)、ロ) で求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。		



項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 工事施工期間の過去5ヶ年間の時刻最大水位としているか。 ・但し、当該水位が5ヶ年間で異常出水と判断される場合は、過去十ヶ年の2位の水位を採用することができる。 ・既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水位とすることができる。		
4. 高さ (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 出水期においては既設堤防高以上としているか。 ロ) 非出水期においては設計対象水位相当流量に余裕高(令第二十条)を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定しているか。 但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とすることができる。 ※ここでいう出水時の応急対策とは、台風接近時などに河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうを設置するなどの対策をいう。 (仮締切堤設置基準(案)) (2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 3.(2)イ) で定めた水位としているか。但し、波浪等の影響でこれによりがたい場合は、必要な高さとする事ができる。		
5. 天端幅 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 令二十一条の天端幅を満足しているか。 ただし、鋼矢板式工法による場合は大河川に於いては5m程度、その他の河川に於いては3m程度以上とし安定計算により決定するものとする。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 構造の安定上必要な幅が確保されているか。		
6. 平面形状 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 流水の状況、流下能力等にできるだけ支障を及ぼさない形状となっているか。 (取付角度は上流側30度、下流側45度を標準とする。)		
7. 取付位置 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削天端(a-a')より仮締切内側迄の長さ(B)は、既設堤防天端巾または、仮締切堤の天端巾(A)のいずれか大きい方以上となっているか。		
8. 流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 出水期の場合 ① 仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されているか。 ロ) 非出水期の場合 ① 仮締切設置後の断面で3.(2)イ)の洪水流量に対する流下能力が確保されているか。		



項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 出水期の場合 ① 仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されているか。 ② 出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことがないか。 ロ) 非出水期の場合 ① 仮締切設置後の断面で3. (2)イ) の洪水流量に対する流下能力が確保されているか。 ② 出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことがないか。		
9. 補強 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 川表側に設置する場合 仮締切前面の河床及び仮締切取付部の上下流概ね $C = 2A$ の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等で補強されているか。 (2) 川裏側に設置する場合 堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等により補強されているか。		
10. 堤体の復旧 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 仮締切撤去後の堤体部は表土1m程度を良質土により置き換え、十分に締固め復旧しているか。 (2) 必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧を行っているか。 (3) 水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施しているか。 		
11. 工事用仮橋 今第73条3項解説2(1) 河川管理施設等構造令第3条3項(仮橋)の取扱について	(1) 出水期中は撤去する計画となっているか。 (2) やむを得ず撤去できない場合で、かつ、迂回路のための仮橋に準ずる構造のものにできない場合は、河道内のごく一部分のみの架設にとどめるとともに、出水によって流出しないよう措置するなど治水上の配慮を行っているか。 (3) 出水時に撤去しない場合、当該工事用仮橋の部分は無効河積として治水上の影響を検討しているか。		



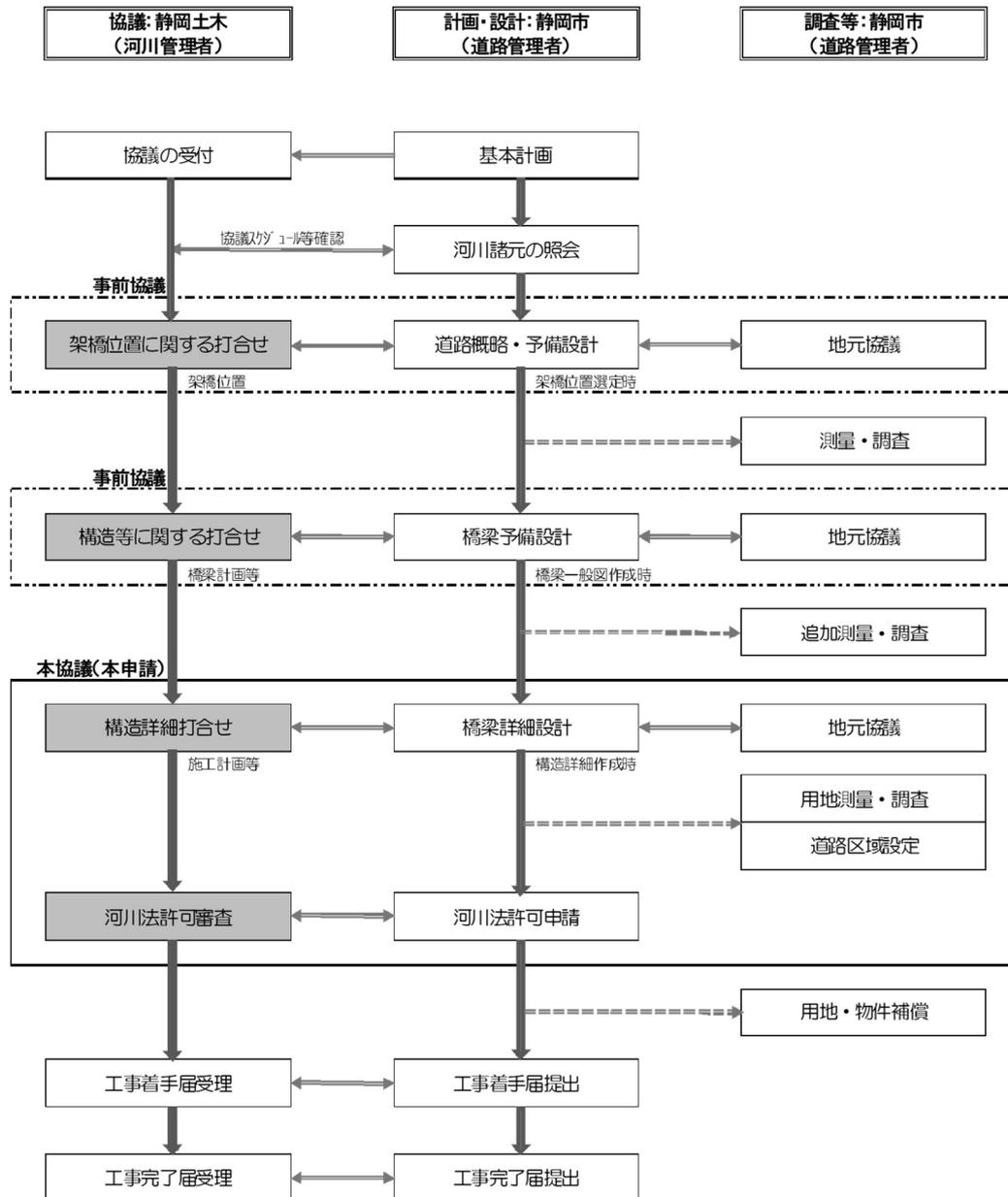
項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
河川管理施設等構造令 第73条3項(仮橋)の取扱 について 河川管理施設等構造令 第73条3項(仮橋)の取扱 について	(4) 仮橋による治水上の影響を検討しているか。 (5) 河川特性に合った径間長、桁下高となっているか。 (一般的には径間長6~8m、桁下高は過去5ヶ年の工事期間中の 最高水位に余裕高を加えた高さ。) (6) 工事の進捗状況等の情報収集を実施し適切な指導を行う体制 となっているか。		
12. 迂回路の ための仮橋 令第73条3項解説2(2) 河川管理施設等構造令 第73条3項(仮橋)の取扱 について 規則第29条一	(1) 径間長は、令第39条(可動堰の可動部の径間長の特例)第1項の 表の第3欄に掲げる値以上あるか。 但し、表の第3欄は「現況流量」に対応させることが出来る。 現況流量とは、当該地点の現況堤防高での流量とする。 (2) 仮橋が、令規則第29条(近接橋の特例)第1項第1号に規定する近 接橋となる場合 当該仮橋の橋脚と既設の橋脚等との間の流向と直角に測った 距離は、令第39条第1項の表の第3欄に掲げる値以上離すものとし かつ(1)を満足しているか。 (3) 仮橋が、令規則第29条(近接橋の特例)第1項第2号に規定する 近接橋となる場合 河川特性、現況並びに新橋の径間長を考慮し、径間長を定め ているか。 ・橋の改築に当たって既設橋を仮橋として使用する場合、新設橋 の橋脚は、これに準じて定めなければならない。なお「近接橋 の特例」は、既設橋の改築又は撤去が5年以内に行われることが 予定されている場合は適用されない。 (4) 桁下高は、令第64条(橋の桁下高)の規定に準じているか。		

1.2 標準的な河川協議フロー

県管理河川における橋梁等の標準的な協議フロー（案）を示す。

協議フロー（案）は標準的な事例の場合であり、事業の進捗により協議フロー（案）に沿えない場合は、事業進捗と協議時期・協議内容について十分に河川管理者と協議を行うこと。

○県管理河川における橋梁等の標準的な協議フロー（案）



- ※1 打合せ毎に、協議内容・課題等を速やかに整理し、メール等により双方で内容の確認を行うこと。
- ※2 他の河川占用工作物（管渠、道路等）設置協議についても、上記フローに準拠する。
- ※3 上記フローは、あくまで標準的な協議フローを示すものであり、特殊な場合は別途協議方法等について確認すること。

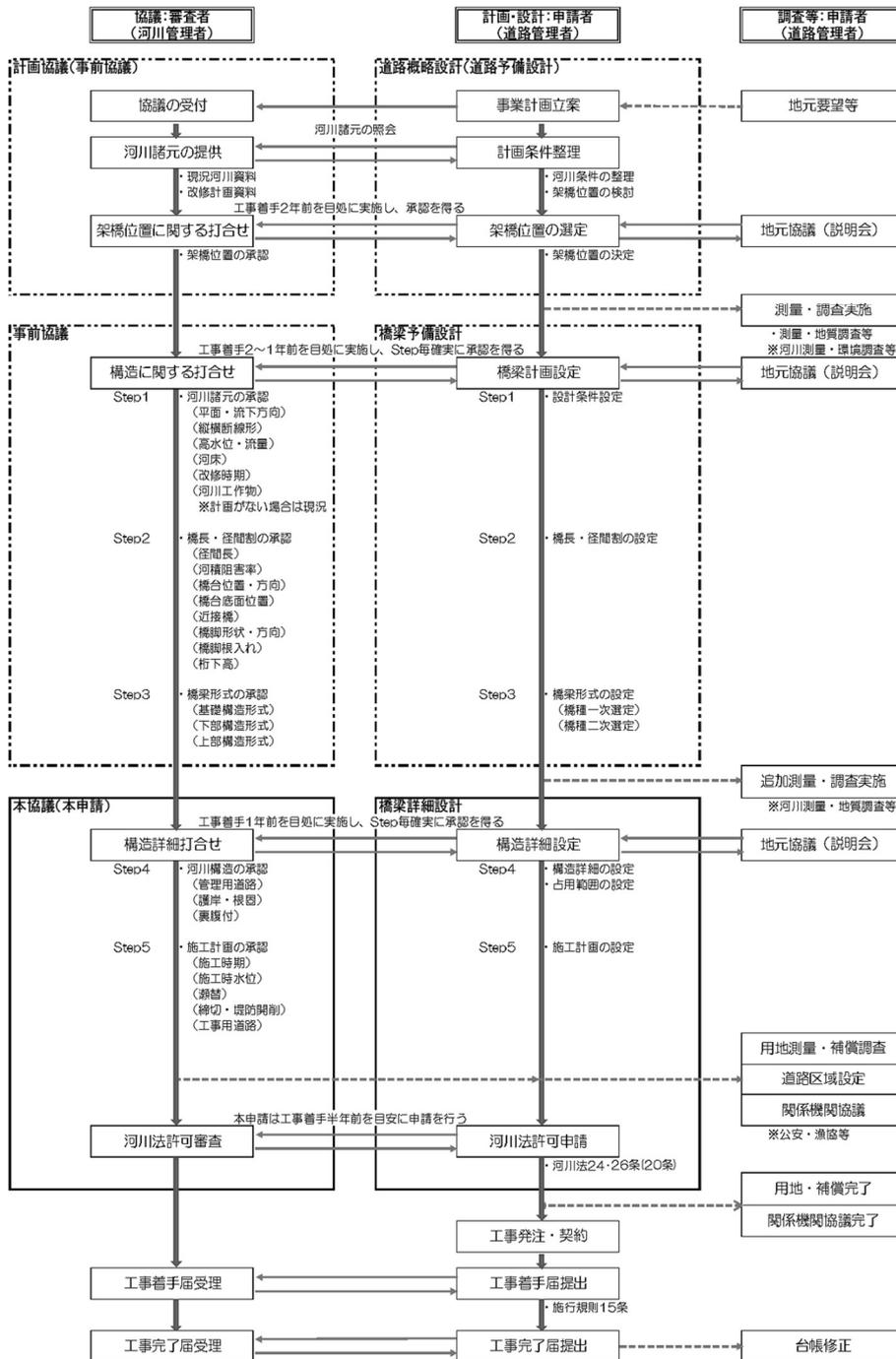
図 1.2-1 県管理河川における橋梁等の協議フロー（案）



一般的な河川橋梁の協議における手順と協議内容について下記に示す。
 特殊な条件や事業進捗により下記の手順に沿えない場合は、協議時期・協議内容について十分に河川管理者と協議することとする。

○一般的な河川橋梁の設置協議手順（案）

（参考資料）



※1 打合せ毎に、協議内容・課題等を速やかに整理し、メール等により双方で内容の確認を行うこと。
 ※2 協議・打合せは、管理者間どうしの協議であるため、コンサルタント任せにしないこと。（説明等は原則として申請者が行うこと。）

図 1.2-2 一般的な河川における橋梁等の協議フロー



河川占用申請に関わる「事前協議」の考え方

平成 21 年 3 月 30 日

静岡県静岡土木事務所
(河川占用等担当)→「平成 21 年 3 月
30 日付け静土企第
45 号橋梁等の河川
占用工作物に關す
る標準的な協議フ
ロー(案)について」
より

河川占用等申請に係る「事前協議」の考え方を以下のとおり整理する。

■ 河川占用申請・許可等に関わる事前協議

- ・ 事前協議書は河川法 20, 24, 26 条等の法的な申請（以下、「本申請」）ではなく、申請者（道路管理者）の設計等の手戻りを少なくするために、文書により行う任意の協議である。
- ・ 「事前協議」は、設計検討や用地買収など、事業の進展に必要な工作物等の構造形式・寸法を予め申し合わせるものであり、河川法に基づいた許可を与えるものではない。このため、協議箇所工事実施が確実になった段階で本申請が提出され、それを受理・審査することが原則である。しかしながら、設計等に複数年要する場合や、予算等の理由により工事着手が数年先になる場合に限り、必要に応じて「事前協議書」による事務処理を行う。

■ 事前協議の対象（取り交わしが望ましい事案）

- ① 橋梁等の河川横断工作物等で、事業の着手から調査・設計並びに地元調整（用地買収）に複数年を要するもので、河川占用物等の築造時（工事実施時）には、事業がある程度進捗してしまうもの
- ② 道路線形等により用地補償（特に住家）に著しく影響が及ぶ等の理由により、事業実施の過程で、占用工作物等の検討に必要な設計・構造諸元を予め確定する必要があるもの
- ③ 上記以外に河川管理者並びに申請者双方の担当者が文書による協議が必要であると判断するもの

■ 事前協議を取り交わす時期

- ・ 道路区域の確定、用地買収やそれを対象とした地元事業説明会など、対外的に新築・改築する工作物の構造形式を公にするなどの理由により本申請に先立って、その内容を確定する必要があるとき（年度末等での業務委託契約工期などによる作業の区切には、「事前打ち合わせ」による調整・確認により対処する。）

■ 本申請の時期

- ・ 測量・設計・用地調査・地権者の意向等により事業実施の目途がつき、予算措置が確実となったとき（工事着手の目途がたったとき）
- ・ 仮締切工や瀬替工などで流水の阻害をする場合や堤防・護岸等の河川施設を一時的に撤去する場合においては、施工時期の直近過去 5 年間の出水状況を考慮するなど適切な仮設計画を立てる必要があることを考慮すること

■ その他

- ・ 「河川協議」と呼ばれる河川占用申請者で行う調整は、「協議」ではなく、あくまでも「事前打ち合わせ」であり、協議は、書面をもって行うものをいう。（協議・応諾）



平成 21 年 3 月 30 日

河川法に関わる許可申請（20 条、24 条、26 条）〔事務所許可案件〕許可事務

静岡県静岡土木事務所
(河川占用等担当)

河川占用申請・許可に関わる打ち合わせの留意事項

[河川占用の“やむを得ない理由”]

■ 河川占用許可申請では、占用しなければならない“やむを得ない”理由の明示が必要

● 河川占用等に関わる工作物設置許可の基本方針

法第 26 条の許可が申請者に権利を設定するものではなく、一般的な禁止を解除するものである（許可使用）ことから、河川法における許可工作物に対する姿勢はあくまでも禁止を原則として、第 2 条の河川管理の原則に従い支障がなければ禁止を解除することができるとしている。

<許可の基本方針>

工作物設置許可の基本方針としては当該工作物が次の各号に該当するものであつてかつ必要やむを得ないものに限り許可するものとしている。（「工作物設置許可基準」より）

- (イ) その機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合、又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合
- (ロ) 治水上又は利水上著しい支障を生じることなく、かつ他の工作物に影響を与えない場合
- (ハ) 河川の自由使用を妨げない場合
- (ニ) 河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合
- (ホ) 河川環境管理計画が定められている場合にあっては、これに定める事項と整合性を失しない場合

[申請受理・許可事務の時期]

■ 年度末の申請は、新年度になってからの申請を依頼する場合がある。

いわゆる“駆け込み申請”は受理できない場合がある。（1 月以降の新規打ち合わせ、3 月以降の占用申請、事前協議は原則、受理できない）

[打ち合わせ記録簿の整理]

■ 占用に関わる打ち合わせの後に、申請者から「打ち合わせ記録簿」の提示を依頼する。

- ・ 打ち合わせ後、1 週間以内に記録簿をデータにて提示するよう依頼（メール送信可）
- ・ 記録簿は、様式は特に定めませんが、A4 サイズ 1～2 枚程度に要領よく整理して河川管理者の指示事項や確認事項について、項目立てて記載し、まとめること。
- ・ 打ち合わせ時の申請者側の説明内容を具体的に記載することは不要。（どうしても記載しておきたい場合は別紙とすること）

静岡土木事務所側から記録簿の提出をお願いする意図は、占用許可申請を見据えて、課題（要検討項目）を申請者・許可権者の双方で共通理解を図ることと、次回の打ち合わせの際に、“宿題”としていた内容を明確にして、継続的に対処することを目的とするものである。

→平成 21 年 3 月 30 日付け静土企第 45 号橋梁等の河川占用工作物に関する標準的な協議フロー（案）について



2. 負担金

2.1 河川事業との事業費負担金

2.1.1 事業費負担金の協定締結について

河川に架かる橋梁事業では、道路事業による橋梁架設および河川事業による橋梁架設ともに、道路管理者・河川管理者が相互に費用負担するケースが存在する。

費用負担は工事完成まで全て（委託・用地補償・工事）が対象となるため、早期に河川管理者との協議および協定書の締結を行うこと。協定書は「2.1-2 河川事業との費用負担協定書様式」を参考に、それぞれの事業に応じて作成すること。

費用負担の取扱いについては、「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」（平成6年7月18日付け建設省都市、河川、道路局関係課長室長通達）によるものとする。

上記通達における用語は以下のように定義されている。

「橋梁の新設」：撤去の対象となる橋梁のない場合の橋梁の新築

「橋梁の改築」：撤去の対象となる橋梁のある場合の橋梁の新築
又は既設橋梁の拡幅、継足、嵩上

「橋梁の質的改良」：木橋の永久橋化，設計荷重の増大，支間の拡大等

質的改良となる主なケースは下記のとおり。

①荷重に関する質的改良

架替後 架替前	A活荷重	B活荷重
TL-14	×	○
TL-20		○*

○：質的改良にあたる

×：質的改良ではない

*：道路改築計画がない場合は×

②径間長に関する質的改良

既設橋梁が基準径間長を満たしていない複数径間の橋梁

→国土交通省 道路局所管 補助事務提要第2章 第2節 他事業との費用負担等

→国土交通省 道路局所管 補助事務提要第2章 第2節 他事業との費用負担等「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」及び解説



2.1.2 河川事業との費用負担協定書様式

〇〇〇に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡市（以下「乙」という。）は、〇級河川〇〇川〇〇〇〇工事（以下「工事」という。）の施工に関し、次のとおり協定を締結する。

（適用範囲及び工事内容）

第1条 この協定の適用範囲及び工事内容は別添資料のとおりとする。

（工事の施工）

第2条 工事は甲が施工するものとする。

（費用の負担）

第3条 工事の費用負担は次のとおりとする。

	甲負担	乙負担	合計
事業費	〇〇%	〇〇%	100%

（支払い方法）

第4条 乙は、第3条に規定する負担額について支払うものとする。

2 支払いの時期および方法は、別途甲乙協議するものとする。

（工事の変更及び工事費の清算）

第5条 工事の設計変更、または物価、労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議の上処理する。

2 工事の費用については、工事竣工後、速やかに清算するものとする。

（完了報告）

第6条 甲は工事完了した時には、遅滞なく工事完了報告書を作成し、乙に送付するものとする。

（施設の帰属及び管理）

第7条 工事完了後の施設に関しては、河川管理施設は甲に、その他の施設は乙に帰属し、甲及び乙はそれぞれの施設を維持管理するものとし、乙は河川法第24条、第26条による占用手続きを行うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第8条 第三者に及ぼした損害を賠償する場合には、甲乙いずれかの責めに帰する場合を除き甲乙協議の上、負担するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日からこの協定の各項に規定する事務が完了する日までとする。

（協定の変更）

第10条 第5条第1項に基づき又はやむを得ない事由により、協定の内容を変更しようとするときには、甲乙協議の上、これを変更するものとする。



(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 ○○ ○○

(乙) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○



2.2 添架負担金

2.2.1 添架負担に関する根拠文

(1) 電気通信線路について

添架負担に関する根拠文としては、下記の文書を適用する。また、参照文書として下表の文書があるので、これらも参照する。

- 「日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて」
平成 11 年 7 月 1 日付け 建設省道政発第 48 号，都街発第 47 号 建設省道路局長，都市局長

参照文書

文書名	文書番号等
「橋の新設又は改築に際し、公衆電気通信線路を添架する場合の費用負担に関する覚書」	昭和 39 年 3 月 25 日付け 建設省道政発第 97 号，都発第 28 号 建設省道路局長，都市局長
「日本電信電話公社の解散に伴う措置について」	昭和 60 年 4 月 22 日付け 建設省道政発第 40 号，都街発第 12 号 建設省道路局長，都市局長
「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」	昭和 60 年 5 月 20 日付け 建設省道政発第 41 号，都街発第 15 号 建設省道路局長，都市局長
「日本電信電話株式会社の行う事業のための道路の占用の取扱いについて」	昭和 60 年 5 月 20 日付け 建設省道政発第 42 号 建設省道路局路政課長

(2) 電気通信線路以外の添架物件について

上記の文書を準用する。

2.2.2 添架負担の考え方

橋の新設又は改築に際し、占有物件を添架することにより荷重の増加をきたし、当該橋梁に影響を与え、主構造の変更が必要となる場合には、増加する工事費について原因者である占有者の負担を求める。

主構造の変更が必要となるかは占有物件の有無による比較設計により判断すべきであるが、事務量が膨大となるため、上記覚書を適用、準用する。

2.2.3 添架負担の対象

RC 床版橋を除く新設橋梁，架替橋梁，従前の橋の主構造から独立した拡幅橋梁を対象とする。

上部工については添架総重量が 50kg/m をこえる場合、主構造の変更が必要とみなし、負担金を求める。添架総重量が 50kg/m 以下の場合、橋の構造に影響を与えないものとみなし、対象外とする。

下部構造については、通常の添架物件の荷重では下部構造に与える影響が極めて少ないと認められることから、対象外とする。



2.2.4 占有者との調整

電信・電力・ガス・上下水道など、占有物件の添架については、計画段階において当該管理者と十分に調整を行わなければならない。

占有物件の添架物重量の合計（添架物本体＋支持材等の総重量。添架物件が2件以上ある場合は全ての合計重量）が50kg/mを超える場合は、占有者それぞれに上部工費に対して重量割合に応じた添架負担金が生じるので注意すること。

2.2.5 添架負担金の受入れまでの流れ

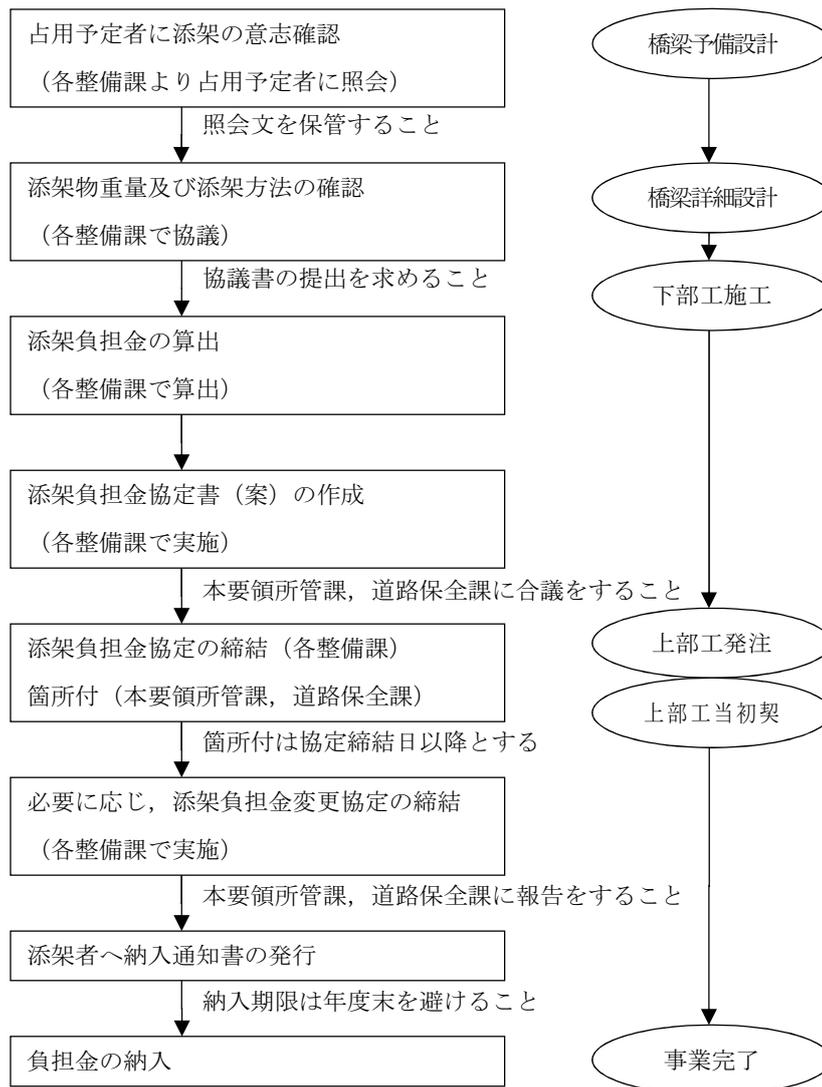


図 2.2-1 添架負担金の受入れまでの流れ



2.2.6 協定の締結時期について

協定の締結は、上部工発注前を原則とする。協定締結の際には、設計金額等の取扱いに充分留意すること。

2.2.7 多年度に渡る協定について

協定が多年度に渡る場合の負担金の徴収については、工事進捗（予定）に応じた年割にて徴収することを原則とし、添架者と協議の上協定を締結すること。

ゼロ債務発注等、結果として、徴収が生じない年度が存在する場合もあるが、上記協定の締結時期の原則を守ることにする。

2.2.8 協定の変更について

協定の変更については、内容や必要性等について各添架者と十分協議の上、実施すること。変更の時期としては、当初契約時、最終精算額確定時などが考えられる。

協定が多年度に渡る場合には、徴収金額の年割を随時変更する必要はなく、最終年度の受入額による調整でよいこととする。ただし、低入札などにより負担金額の変動が大きい場合には、変動が生じた時点で変更するものとする。

2.2.9 添架負担金対象額

- (1) 上部構造の主構等、力学的に添架荷重に関連するものの工事費

= 上部構造の工事費 - 床版（非合成の場合）、舗装、高欄、照明、排水管等に要する工事費

〔上部構造の主構等 = 上部工の応力計算の対象になるもの
工事費 = 製作・運搬・架設・塗装を含めた仕上がりまで〕

- (2) 添架負担金の算出方法

添架負担金 = 直接費 + 間接費

直接費：本工事に係わるもの

間接費：上記以外で設計費及び監督費等を含む

- ① 直接費の算出

添架負担金対象額を重量で按分して算出（千円未満切捨て）

$$\text{直接費} = A \times \frac{WO'}{WD + WL + WO}$$

A : 添架負担金対象額

WO' : 添架物重量（添架物本体、支持材、取付材）

WO : 全添架物重量

WD : 死荷重（主構造、床版、高欄、舗装、橋梁付属物等）

WL : 活荷重（L荷重またはT荷重、群集荷重）



② 間接費の算出

間接費＝直接費×10%以内（千円未満切捨て）

③ 添架負担金の請求額

添架負担金×契約額／設計額

2.2.10 注意事項

添架負担金は、添架物件の荷重により増加する工事費について負担を求めるものである。したがって、占用物件を取り付けるための支持材等の材料手配や取り付けの占用工事は占用者自身が行うものである。

照会様式

第 号
平成 年 月 日

関係各位

静岡市長 ○○ ○○
(建設局 課)

一般国道××号○○橋改築工事に伴う添架物の調査について（照会）

一般国道××号○○橋改築工事に伴い、貴社における添架希望の有無及び添架物の規模等の回答をお願いいたします。

記

- 1) 添架希望の有無
- 2) 添架希望をされる場合
 - ①添架物の種類
 - ②形状（寸法）
 - ③材質
 - ④総重量，1 m当たり重量
 - ⑤添架方法，添架位置

→文章は趣旨，理由などを付け加え，適宜，変更すること



一般国道××号〇〇橋電力供給線路添架に伴う工事費負担に関する協定書

一般国道××号〇〇橋改築工事（以下「工事」という。）における電力供給線路（以下「線路」という。）の添架に伴う工事費の負担について、静岡市（以下「甲」という。）と△△電力株式会社（以下「乙」という。）との間に、平成11年7月1日付け「日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて」を準用して次のとおり協定を締結する。

（適用範囲及び工事内容）

第1条 この協定の適用範囲及び工事内容は別添資料のとおりとする。

（工事の施工）

第2条 工事は甲が施工するものとする。

（費用の負担および支払方法）

第3条 乙の負担金は、別紙負担金算定調書により〇〇〇円とし、乙は甲の発行する納入通知書により平成〇年〇月〇日までに甲に支払うものとする。

2 工事の設計変更、または物価、労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議の上、負担金額を変更するものとする。

（協定の変更）

第4条 第3条第2項に基づき又は、やむを得ない事由により協定の内容を変更しようとするときには、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

（損害の負担）

第5条 天災その他不可抗力により発生した事故及び工事補償費等の損害負担額については、甲乙いずれかの責めに帰する場合を除き甲乙協議の上、負担するものとする。

（道路占用および河川占用）

第6条 線路の道路占用及び河川占用については、乙は別途関係する道路管理者及び河川管理者に申請するものとし、占用工事は乙が乙の負担で施工するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日からこの協定の各項に規定する事務が完了する日までとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び、この協定について疑義を生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○

(乙) ○○市○区○○町○番○号
△△電力株式会社
○○支店長 □□ □□



一般国道××号〇〇橋下水管路添架に伴う工事費負担に関する協定書

一般国道××号〇〇橋改築工事（以下「工事」という。）における下水管路（以下「管路」という。）の添架に伴う工事費の負担について、静岡市長（以下「甲」という。）と静岡市上下水道局公営企業管理者（以下「乙」という。）との間に、平成11年7月1日付け「日本電信電話株式会社と締結していた覚書等の日本電信電話株式会社再編成後の取扱いについて」を準用して次のとおり協定を締結する。

（適用範囲及び工事内容）

第1条 この協定の適用範囲及び工事内容は別添資料のとおりとする。

（工事の施工）

第2条 工事は甲が施工するものとする。

（費用の負担および支払方法）

第3条 乙の負担金は、別紙負担金算定調書により8,222,000円とし、乙は年度毎に定められた金額を甲がそれぞれ発行する納入通知書により当該年度末までに甲に支払うものとする。

2 前項の負担金の支払見込み年度及びその金額は次のとおりとする。

区分	平成〇年度	平成△年度	合計
負担金	400,000円	7,822,000円	8,222,000円

3 工事の設計変更、または物価、労賃の変動等により工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議の上、負担金額を変更するものとする。

（協定の変更）

第4条 第3条第3項に基づき又は、やむを得ない事由により協定の内容を変更しようとするときには、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

（損害の負担）

第5条 天災その他不可抗力により発生した事故及び工事補償費等の損害負担額については、甲乙いずれかの責めに帰する場合を除き甲乙協議の上、負担するものとする。

（道路占用および河川占用）

第6条 管路の道路占用及び河川占用については、乙は別途関係する道路管理者及び河川管理者に申請するものとし、占用工事は乙が乙の負担で施工するものとする。

（協定の有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日からこの協定の各項に規定する事務が完了する日までとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び、この協定について疑義を生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○

(乙) 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市上下水道局
公営企業管理者 ○○ ○○



変更協定書

静岡市長（以下「甲」という。）と静岡市上下水道局公営企業管理者（以下「乙」という。）とは、平成〇年〇月〇日付けで締結した「一般国道××号〇〇橋下水管路添架に伴う工事費負担に関する協定書」（以下「協定書」という。）を次のとおり変更する。

記

- 1 第3条第1項の乙の負担金は、「8,222,000円」を「8,000,000円」に変更する。
- 2 第3条第2項の「負担金の支払見込年度及びその金額」を「負担金の支払年度およびその金額」に変更する。
- 3 第3条第2項の表

区分	平成〇年度	平成△年度	合計
負担金	400,000円	7,822,000円	8,222,000円

を下記の表に変更する。

区分	平成〇年度	平成△年度	合計
負担金	400,000円	7,600,000円	8,000,000円

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 ○○ ○○

(乙) 静岡市清水区旭町6番8号
静岡市上下水道局
公営企業管理者 ○○ ○○



(鋼橋)

添架負担金算定調書

1	橋長				50.000 m
2	幅員	7.0m (車道 (路肩含む)) + 7.0m (歩道)	=		14.000 m
3	死荷重	銅重			= 1,268.776 kN
		床版	24.5 kN/m ³ × 188.17 m ³	=	4,610.165 kN
		地覆	24.5 kN/m ³ × 23.51 m ³	=	575.995 kN
		高欄	0.6 kN/m × 99.2 m	=	59.520 kN
		舗装 (車道)	22.5 kN/m ³ × 347.20 m ² × 0.0800 m	=	624.960 kN
		舗装 (歩道)	22.5 kN/m ³ × 297.60 m ² × 0.0800 m	=	535.680 kN
			小計: ΣWd	=	7,675.096 kN
4	活荷重	等分布荷重 P 1	{10kN/m ² × 5.5m + 5kN/m ² × (7.0m - 5.5m)} × 10m	=	625.000 kN
		等分布荷重 P 2	{3.5kN/m ² × 5.5m + 1.75kN/m ² × (7.0m - 5.5m)} × 50.0m	=	1,093.750 kN
		群集荷重	3.5kN/m ² × 7.0m × 50.0m	=	1,225.000 kN
			小計: ΣWl	=	2,943.750 kN
5	上部工荷重計				
		ΣW = ΣWd + ΣWl =	7,675.096 + 2,943.750	=	10,618.846 kN
		1mあたり	10,618.846 / 50.000	=	212.377 kN/m
6	添架荷重				
		× × 電力線	0.098 kN/m		
		上水道	0.392 kN/m		
		下水道	1.176 kN/m		
		合計	1.666 kN/m		
7	対象額				¥89,219,000 -
8	負担金				
	直接費				
		× × 電力線	0.098 kN/m / (212.377 kN/m + 1.666 kN/m) × 89,219千円		41 千円
		上水道	0.392 kN/m / (212.377 kN/m + 1.666 kN/m) × 89,219千円		163 千円
		下水道	1.176 kN/m / (212.377 kN/m + 1.666 kN/m) × 89,219千円		490 千円
	間接費 (10%)				
		× × 電力線	41 千円 × (10%以内)		4 千円
		上水道	163 千円 × (10%以内)		16 千円
		下水道	490 千円 × (10%以内)		49 千円
	負担金計				
		× × 電力線			45 千円
		上水道			179 千円
		下水道			539 千円
	計				763 千円

→P1 について
A 活荷重の場合は載荷長 10m を 6m とすること。また橋長が 10m 未満 (A 活荷重では 6m 未満) の場合では、10m を橋長とすること

→P2 について
支間長が 80m をこえる場合には、道示 I 表-2.2.3 から荷重を算出すること



(鋼橋)

(国) × × 号 OO橋 添架負担金対象額算定表 (鋼橋)

工種	種別	数量	単位	単価	金額	備考
工場製作工	鋼桁製作工	1	式		44,716,081	= a=g
製作工		1	式		24,085,860	= b
材料費		1	式		12,714,045	= c
工場塗装工		1	式		761,176	= d
純工事費計		1	式		37,561,081	= b+c+d=e
工場管理費		1	式		7,155,000	= (e-c)*0.288=f<千円丸め>
工場製作原価計		1	式		44,716,081	= e+f=g
工場製品輸送工	桁輸送工	1	式		933,586	= h
鋼橋架設工	地組工・べた設備工・桁架設工・本締め工	1	式		6,854,192	= i
鋼橋現場塗装工	現場塗装工	1	式		11,325	= j
鋼橋支承工	沓据付工	1	式		13,338,780	= k
直接工事費計					21,137,883	= h+i+j+k=L
	共通仮設費	1	式		3,016,000	= L*m=n<千円丸め>
	運搬費、安全費	1	式		3,489,400	= o
共通仮設費計					6,505,400	= n+o=p
純工事費計					27,643,283	= L+p=q
	現場管理費	1	式		5,871,000	= q*r=s
架設工事原価計					33,514,283	= q+s=t
工事原価計					78,230,364	= g+t=u
	一般管理費	1	式		8,472,000	= u*v=w<千円丸め>
工事価格計					86,702,000	= u+w=x<千円丸め>
	消費税相当額	1	式		4,335,100	= x*0.05=y
請負工事費					91,037,100	= x+y

共通仮設費率
0.1427 = m
3,016,376 376円切り

現場管理費率
0.2124 = r
5,871,433 433円切り

一般管理費率
0.1083 = v
8,472,348 348円切り
86,702,364 364円切り

対象金額の算出

全体設計額 (当初) 142,851,450

全体契約額 (当初) 140,000,000

$91,037,100 \times 140,000,000 / 142,851,450 = 89,219,913$

添架負担金対象金額 89,219,000円 <千円丸め> 913円切り

注) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、
全体工事費に対する率を乗じて、算出した。



(PC 橋)

添架負担金算定調書

1	橋長				42.200 m		
2	幅員	14.0m (車道 (路肩含む)) + 9.0m (歩道) + 4.0m (中央分離帯)	=		27.000 m		
3	死荷重	主桁	24.5 kN/m ³ ×	619.0 m ³	= 15,165.500 kN		
		横組	24.5 kN/m ³ ×	161.8 m ³	= 3,964.100 kN		
		張出床版	24.5 kN/m ³ ×	7.6 m ³	= 186.200 kN		
		地覆	24.5 kN/m ³ ×	15.0 m ³	= 367.500 kN		
		歩車道境界	24.5 kN/m ³ ×	16.4 m ³	= 401.800 kN		
		中央分離帯	24.5 kN/m ³ ×	66.5 m ³	= 1,629.250 kN		
		調整カート	23.0 kN/m ³ ×	149.8 m ³	= 3,445.400 kN		
		高欄	0.6 kN/m ×	88.0 m	= 52.800 kN		
		舗装 (車道)	22.5 kN/m ³ ×	619.9 m ² × 0.0800 m	= 1,115.820 kN		
		舗装 (歩道)	22.5 kN/m ³ ×	330.4 m ² × 0.0600 m	= 446.040 kN		
			小計: ΣWd	=	26,774.410 kN		
4	活荷重	等分布荷重 P1	{10kN/m ² × 5.5m + 5kN/m ² × (14.0m - 5.5m)} × 10m	=	975.000 kN		
		等分布荷重 P2	{3.5kN/m ² × 5.5m + 1.75kN/m ² × (14.0m - 5.5m)} × 42.2m	=	1,440.075 kN		
		群集荷重	3.5kN/m ² × 9.0m × 42.2m	=	1,329.300 kN		
			小計: ΣWl	=	3,744.375 kN		
5	上部工荷重計	ΣW = ΣWd + ΣWl =	26,774.410	+	3,744.375	=	30,518.785 kN
		1mあたり	30,518.785 /	42.200	=	723.194 kN/m	
6	添架荷重	上水道	3.105 kN/m				
		〇〇ガス(株)	0.827 kN/m				
		合計	3.932 kN/m				
7	対象額	¥260,545,000 -					
8	負担金 直接費	上水道	3.105 kN/m / (723.194 kN/m + 3.932 kN/m) ×	260,545千円	1,112 千円		
		〇〇ガス(株)	0.827 kN/m / (723.194 kN/m + 3.932 kN/m) ×	260,545千円	296 千円		
	間接費(10%)	上水道	1,112	千円 × (10%以内)	111 千円		
		〇〇ガス(株)	296	千円 × (10%以内)	29 千円		
	負担金計	上水道			1,223 千円		
		〇〇ガス(株)			325 千円		
	計				1,548 千円		

→P1 について
A 活荷重の場合は載荷長 10m を 6m とすること。また橋長が 10m 未満 (A 活荷重では 6m 未満) の場合では、10m を橋長とすること

→P2 について
支間長が 80m をこえる場合では、道示 I 表-2.2.3 から荷重を算出すること



(PC 橋)

(国) × × 号 △△橋 添架負担金対象額算定表

工種	種別	数量	単位	単価	金額	備考
工場製作工	コンクリート主桁工場製作工	1	式		67,757,300	= a
コンクリート主桁製作工	プレキャストコンクリート工	1	式		21,174,000	= b
コンクリート架設工	主桁架設・架設機械据付・解体	1	式		14,412,340	= c
横組・支承工	緊張工・支承据付工	1	式		74,703,625	= d
直接工事費計					178,047,265	= a+b+c+d=e
	共通仮設費	1	式		12,881,000	= (e-a)*f<千円丸め>
	運搬費	1	式		7,143,700	= h
共通仮設費計					20,024,700	= g+h=i
純工事費計					198,071,965	= e+i=j
	現場管理費	1	式		31,830,000	= j*k=L
架設工事原価計					162,144,665	= j+L-a=m
工事原価計					229,901,965	= a+m=n
	一般管理費	1	式		22,806,000	= n*o<千円丸め>
工事価格計					252,707,000	= o+p<千円丸め>
	消費税相当額	1	式		12,635,350	= q*0.05=r
請負工事費					265,342,350	= q+r

共通仮設費率
0.1168 = f
12,881,868 868円切り

現場管理費率
0.1607 = k
31,830,165 165円切り

一般管理費率
0.0992 = o
22,806,275 275円切り

252,707,965 965円切り

対象金額の算出

全体設計額（実施） 320,799,150

全体契約額（実施） 315,000,000

$265,342,350 \times 315,000,000 / 320,799,150 = 260,545,703$

添架負担金対象金額 260,545,000円 <千円丸め> 703円切り

注) 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、
全体工事費に対する率を乗じて、算出した。

(国) × × 号 ○○橋 添架負担協定相手先一覧表

添架物	協定者			本年度 負担金額 (千円)	次年度 負担金額 (千円)	負担金額 合計 (千円)	協定締結事務担当者				協定書送付先（郵便番号も）
	協定者住所・団体名	職名	氏名				所属	職名	氏名	電話番号 FAX番号	
電気	〒420-8602 ○×市△町○番△号 ××電力株式会社	支社長	静岡 花子	40	45	85	××電力株式会社	副主任	佐藤 三郎	054-221-1485 054-221-1130	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
上水	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市上下水道局	公営企業 管理者	静岡 太郎	100	179	279	静岡市上下水道局 水道部水道建設課	係長	山田 一郎	0543-54-2720 0543-51-3472	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
下水	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市上下水道局	公営企業 管理者	静岡 太郎	500	539	1,039	静岡市上下水道局 下水道部下水道建設課	主査	鈴木 二郎	0543-54-2810 0543-54-5966	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
			計	640	763	1,403					

※協定書上の協定者住所については、協定締結事務担当者住所（協定書送付先）と異なる場合があるため留意すること
※協定が多年度にまたがる場合には、支払の年割額を記載すること



3. 高架下利用計画

3.1 高架下利用の考え方

高架道路の路面下（以下、「高架下」とする）の道路空間については、直接通行の用に供しない利用可能な土地である一方、高架道路が支柱によって支えられた特殊な構造であることから、高架下の占用にあたっては、やむを得ない場合を除き道路管理上の観点から抑制の方針をとってきた。その結果、高架下の道路空間は、進入防止柵などで囲まれた殺風景な空間として存在している。交通処理の効率化だけでなく、地域分断の解消を目指して高架化を実施した区間でも、一部の箇所では、結果として、地域を分断する要因となっている。

近年では、まちづくり等の観点から高架下も含めた賑わいの創出等が必要とされるケースも生じてきており、平成 17 年 9 月 9 日付け国土交通省道路局長通達により、高架下占用基準が改正され、これにより従来の一律に抑制されていた高架下の占用許可が一定の要件のもと緩和された。さらに、道路予定区域の暫定利用も含めた一層の有効活用を推進する通達（平成 21 年 1 月 26 日付け国土交通省道路局長通達）が発出されたことにより、都市における賑わいの創出等のため、高架下及び道路予定区域（以下、「高架下等」とする）のさらなる有効活用が可能となった。

3.2 高架下等利用計画の策定にあたっての基本事項

- (1) 高架下等利用計画の策定に当たっては、関係する庁内関係部局・他の道路管理者で構成する静岡市高架下等利用計画検討会（以下、検討会）を開催し、関係者の意見聴取を行うとともに、合意形成を図る。なお、検討会には、高架下等の利用の方向性などを考慮し、住民代表や学識経験者、及び関係する民間団体等の参画を必要に応じて要請する。
- (2) 高架下等利用計画においては、高架下等の利用用途のほか、占用の場所、構造、期間、占用主体等に関する事項を定める。
- (3) 高架下等利用計画は、占用の実態、道路交通の状況、周辺の土地利用状況等を踏まえ、必要に応じ、その変更又は見直しを行う。



3.3 高架下等利用計画の策定にあたっての留意事項

- (1) 都市計画，周辺の土地利用状況等との調和を保ちつつ，まちづくり，賑わい創出等の観点から適正かつ合理的な土地の利用を図るため，道路占用が見込まれる高架下等の道路空間のうち，次に掲げる場所については，高架下等利用計画を策定すること。
 - ① 有効活用できる土地の規模が長大であるなどにより，計画的に土地の利用を図ることが必要と認められる場所
 - ② 市街地が形成されている地域など，周辺の生活環境，景観等に対する影響が大きいと認められる場所
 - ③ その他適正かつ合理的な土地の利用を図ることが特に必要と認められる場所
- (2) 周辺の土地利用状況等との調和を損なうおそれが少ない場所，まちづくり，賑わい創出等の観点からの土地の有効活用が見込まれない場所等にあつては，高架下等利用計画を策定する必要はない。
- (3) 高架下等利用計画の策定に当たつては，まちづくり，賑わい創出等の観点のほか，公共性，公益性等の観点を十分考慮すること。
- (4) 高架下等利用計画は，関係機関の合意により，当該地域における道路占用に関する取扱いが定められているときは，これに適合するものであること。
- (5) 検討会については，公平性，中立性に配慮した構成とするとともに，弾力的な運用に努めること。（例；違法駐車が課題とされる地域にあつては駐車対策担当部署を，賑わいの創出が求められる地域にあつてはまちづくり担当部署を加える）。
- (6) 高架下等利用計画は，路線，地域，道路の管理区分等に応じて適切な単位で策定すること。長大な土地については，適切に区分して利用用途を検討すること。
- (7) 高架下等利用計画の変更又は見直しを行おうとする場合には，再度，検討会の意見を聴くこと。
- (8) 高架下等利用計画には，工事後における管理のあり方を計画に盛り込み，整備後における適切な維持管理が行えるようにすること。

次頁に静岡市高架下占用許可基準および占用者が行う高架下点検要領を示す。



26 静建土土管第 413 号
平成 26 年 5 月 1 日

関係各課長 様

土木管理課長

静岡市高架下占用許可基準の制定について(通知)

標記の件について、静岡市建設局が管理する高架下等の占用物件の許可基準を制定したので、国土交通省道路局長通知(平成 21 年 1 月 26 日付国道利第 17 号及び平成 21 年 1 月 26 日付国道利第 19 号)とともに通知します。

土木管理課 占用係
054-221-1442
内線 81-3416



平成 26 年 4 月 30 日

静岡市高架下占用許可基準

【通則】

- 1 この基準は、静岡市建設局が管理する以下に掲げる道路区域内の土地（以下「高架下等」という。）の占用許可の基準について定める。
 - 1-1 高架の道路の路面下の道路のない区域の地上（以下「高架下」という。）
 - 1-2 道路法第 91 条第 2 項に規定する道路予定区域（以下単に「道路予定区域」という。）
 - 1-3 1-1 及び 1-2 に掲げるもののほか、車両又は歩行者の通行の用に供しない道路区域内の土地。（以下「道路区域等」という。）
- 2 高架下等の占用許可にあたっては、道路法及び道路法施行令、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成 21 年 1 月 26 日国道利第 17 号国土交通省道路局長通達）及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱について」（平成 21 年 1 月 26 日国道利第 19 号国土交通省道路局政課長通達）（以下「通達」という。）及びこの基準により、適正に行うものとする。

【占用許可の原則】

- 1 高架下等の占用は、道路管理者が「高架下等利用計画」を策定した場合には、これに沿って許可を取り扱うものとする。ただし、高架下等利用計画の策定を要しない高架下等については、個別に許可できるものとする。
- 2 高架下等の占用の許可にあたっては、公共的ないし公益的な利用を優先する。

【高架下の占用許可基準】

- 1 高架下等利用計画との適合
高架下等利用計画を策定している場合には、占用の目的、占用の形態等が当該計画で定める利用用途等に適合したものであること。
- 2 占用の場所、占用物件の構造等
占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。
 - (ア) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架の道路とした場合の当該高架下の占用（公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。）でないこと。
 - (イ) 原則として、市街地にあつては最低約 30 m ごと、その他の地域にあつては約 50 m ごとに横断場所を確保しておくこと。
 - (ウ) 周囲の道路の交通に支障が生ずるものでないこと。特に、一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用については、交差点部における交通に支障が生ずるものでないこと。
 - (エ) 占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
 - (オ) 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合



においては、あらかじめ消防当局と十分協議をすること。

- (カ) 天井は、原則として高架の道路の桁下から1 5 m以上空けること。
- (キ) 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から1 5 m以上空けること。
- (ク) 占用物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生するおそれがある場合には適切な場所に保護柵等を設置すること。
- (ケ) 高架の道路からの物件の落下等高架下の占用に危険を生ずるおそれのある場合においては、占用主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- (コ) 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- (サ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- (シ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。
 - ① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。
 - ② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。
 - ③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

3 占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して、道路法施行令第9条の占用期間の基準を適用するものとする。

4 占用の主体

高架下の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、高架の道路の保全に支障を生ずることのないよう占用物件を適確に管理することができることと認められる者であること。また、高架下の占用により、高架下の日常的な点検等を道路管理者が行いにくくなるため、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。

- (ア) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
- (イ) 高架の道路からの落下物の有無の点検
- (ウ) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
- (エ) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
- (オ) その他当該道路の管理上必要と認められる事項

【占用許可の条件】

- 1 占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。
 - (ア) 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
 - (イ) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
 - (ウ) 当該占用区域内の清掃、除草その他の管理を行うこと。
 - (エ) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されること



- のないよう適切な措置を講じること。
- 2 占用主体が行う高架下の日常的な点検等については、以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
- (ア) 占用者は、点検要領に従い点検等の結果について定期的に報告すること。
- (イ) 点検要領には次に掲げる事項のうち、道路管理者が必要と認めるものを定めること。
- ① 点検等の範囲に関する事項
 - ② 点検等の対象に関する事項
 - ③ 点検等の内容に関する事項
 - (一) 点検項目
 - (二) 点検時期
 - (三) 点検方法
 - (四) 清掃、除草等の時期
 - (五) 清掃、除草等の方法
 - ④ 点検等の体制に関する事項
 - ⑤ 点検等の記録に関する事項
 - ⑥ 点検等の結果の報告に関する事項
 - ⑦ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- (ウ) 占用者は、点検要領に従い、当該占用区域の道路構造物等の日常的な点検等を行うとともに、異常等を発見した場合には、速やかに道路管理者に報告し、その指示に従うこと。
- (エ) 点検要領に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。
- (オ) 点検要領は別途掲示。
- 3 留意事項
- (1) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の見直しを行うこと。
 - (2) 占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積とし、静岡市道路占用料条例別表中「政令第7条第8号及び第9号に掲げる施設」の項を適用する。

【道路予定区域及び道路区域等の占用許可基準】

- 1 高架下等利用計画との適合
占用の目的、占用の形態等が高架下等利用計画で定める利用用途等に適合したものであること。
- 2 占用の場所、占用物件の構造等
占用の場所、占用物件の構造等の基準については、以下によるものとする。
 - (ア) 道路予定区域の占用により、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずるものでないこと。特に交差点、横断歩道等の付近においては、占用物件を設けることにより、車両の運転者の視距を妨げることがない場所及び構造であること。
 - (イ) 柵又は縁石等の工作物等により占用範囲が明確にされていること。
 - (ウ) 道路予定区域に設ける占用物件については、将来の道路事業の施行の支障



とならないよう除却が困難となる構造のものではないこと。

(エ) 高架下と近接する占用物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。

(オ) 道路予定区域から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。

(カ) 占用物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(キ) 次に掲げる物件の占用は、許可しないものとする。

① 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもののうち、易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの。

② 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの。

③ 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるもの。

3 占用の期間

占用の期間については、占用の目的、占用の形態等を考慮して、道路法施行令第9条の占用期間の基準を適用するものとする。なお、道路予定区域については、将来の道路事業の施行の支障とならないよう、将来の道路事業の施行時期等を考慮して、必要に応じ、占用の期間を短期に設定することができるものとする。

4 占用主体

道路予定区域の占用主体については、占用の目的、占用の形態等を踏まえ、占用物件を適確に管理することができる者と認められる者であること。

【道路予定区域及び道路区域等の占用許可の条件】

占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、占用の形態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げる条件を附するものとする。

(1) 道路に関する工事に伴う占用物件の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。

(2) 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

(3) 必要に応じ、当該占用区域内の清掃、除草その他の管理を行うこと。

(4) 自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる程度の大きい施設が占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じること。

(5) 占用権を譲渡、貸借又は担保にしてはならない。

3 留意事項

(1) 占用許可の更新に当たっては、占用の実態、道路交通の状況、将来の道路事業の計画等を考慮して、必要に応じ、占用の期間、占用許可の条件等の変更ができるものとする。

(2) 道路予定区域に占用する駐車施設、広場、公園等については、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うものとする。また、仮設店舗、仮設展示場等については同項第6号の「その他これらに類する施設」として取り扱うものとする。

(3) 占用料の額の算定に当たっては、柵又は縁石等で区画された範囲を占用面積



とし、静岡市道路占用料条例別表中「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項の「その他のもの」の項を適用する。

【その他】

- 1 高架下とそれに接続する道路予定区域及び道路区域等について、当該道路予定区域及び道路区域等が狭隘であるなどの理由により一体的に許可することが合理的である場合においては、これらをまたがって占用する施設を一つの物件として占用することができる。



平成26年4月30日

占有者が行う高架下点検要領

1 はじめに

この要領は、道路高架下等を占有するものが実施する高架下点検の基本的事項をとりまとめたものです。点検の実施のあたりは、占有箇所の現場状況や点検環境等を勘案し、静岡市長（以下「道路管理者」という。）との協議結果を踏まえて実施してください。

2 点検等の内容

(1) 点検項目

点検対象施設	点検項目
橋梁	ひび割れ、変形、腐食、ボルト脱落、落書き、貼紙等
排水施設	欠損、ひび割れ、土砂堆積等
防護柵	破損、支柱の傾き等
地上面	段差、ひび割れ、不法投棄、落下物、不法占用等
その他	占有者と道路管理者が協議して定めた事項

(2) 点検時期

ア) 日常点検

日常点検は、1ヶ月に1回点検してください。

イ) 特別点検

以下の場合には、道路管理者に連絡のうえ特別点検を実施してください。

- ・地震、台風、集中豪雨が発生した場合
- ・交通事故が発生した場合
- ・異常等を発見した場合
- ・道路管理者が点検を指示した場合

※災害時等の点検は、安全に点検が実施できるようになってから行って下さい。

(3) 点検方法

目視によって異常の有無を確認してください。

(4) 清掃・除草

必要に応じ占有場所等の清掃・除草を行ってください。

(5) 点検等の記録・保存

点検結果を記録し、道路管理者から提出を求められた場合は、遅滞なく提出できるように整理しておいてください。異常が発見された場合は、写真に記録してください。



(6) 点検等の報告

① 定期報告

別紙に示す、高架下占用点検結果報告書及び点検記録（日常・特別）を利用し、点検結果をとりまとめ6ヶ月に1回道路管理者に提出してください。

② 緊急報告

重大な異常等を発見した場合は、直ちに道路管理者に報告してください。



高架下占用点検結果報告書
【平成 年度：第 回】

平成 年 月 日

静岡市長 様

占用者

Ⓣ

次のとおり点検結果を報告します。

点検期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
占用目的又は物件	
占用の場所	
占用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

※提出先：静岡市役所 建設局土木部土木管理課（占用係）
〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市役所 静岡庁舎6階
TEL:054-221-1442 FAX:054-254-2480



点検記録（日常・特別）

占用場所	
点検日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分 天候
点検者	

○点検

点検箇所	点検内容	点検結果
橋梁	ひび割れしている所がありますか	有 ・ 無
	変形している所がありますか	有 ・ 無
	鋼材にさびが出ている所がありますか	有 ・ 無
	ボルトがなくなっている所がありますか	有 ・ 無
	落書きがしてある所がありますか	有 ・ 無
	貼紙がしてある所がありますか	有 ・ 無
排水施設	排水設備が破損している所がありますか	有 ・ 無
	排水設備にひびが入っている所がありますか	有 ・ 無
	排水施設に土砂が溜まっている所がありますか	有 ・ 無
防護柵	防護柵が破れている所がありますか	有 ・ 無
	防護柵の支柱が傾いている所がありますか	有 ・ 無
	出入口の鍵が壊れている所がありますか	有 ・ 無
地上面	地面に段差がある所がありますか	有 ・ 無
	地面にひびが入っている所がありますか	有 ・ 無
	不法に投棄されたものがありますか	有 ・ 無
	道路から落下したものがありますか	有 ・ 無
	不法に占用しているものがありますか	有 ・ 無
その他		有 ・ 無

※高架下から見える範囲で点検してください。

※点検の結果、異常があった時は該当箇所の写真を添えて報告してください。

○清掃

実 施 日	場 所
平成 年 月 日（ ）	
平成 年 月 日（ ）	

○除草

実 施 日	場 所
平成 年 月 日（ ）	

4. 設計照査

4.1 照査報告書の手順

照査報告書は、詳細設計の作業手順に従って段階的に確認照査する。

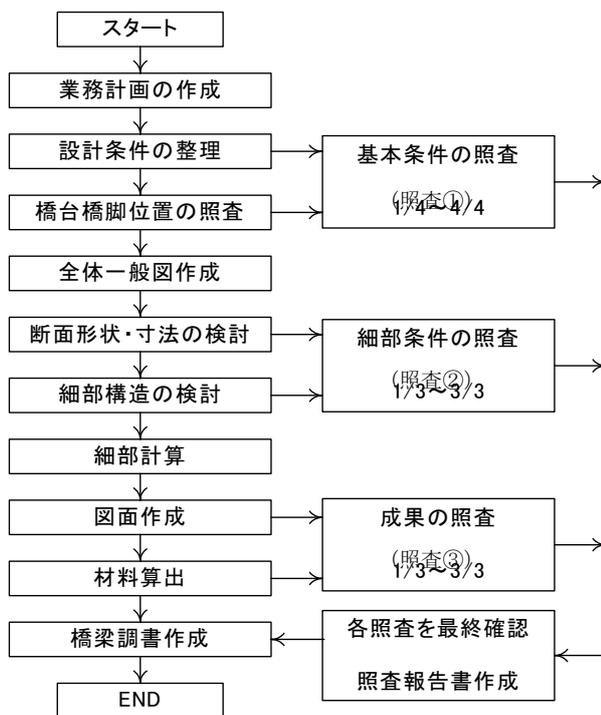


図 4.1-1 照査の手順

4.2 照査のポイント

照査を実施するにあたってのポイントを以下に示す。

(1) 下部工設計条件および材料総括

- 1) 支承緑端距離およびけたかかり長が満足していることをチェックする。
- 2) 同規模の下部構造がある場合には、数量のオーダーを横並びで比較する。
- 3) 「道示V編 4.1.4」に示される設計振動単位に適用しているかを、各設計振動単位番号ごとにチェックする。また、同一の設計振動単位においては、同一の設計水平震度であることをチェックする。
- 4) 震度法に用いる設計水平震度の下限値 $k_h=0.1$ を下回っていないことをチェックする。

→IV下部構造 2.2.1,
VI耐震設計 11.4参照

→VI耐震設計 6.3.3
参照

→VI耐震設計 6.3.3
参照



(2) 橋台部材設計	
1) パラペットの軸方向鉄筋が、前面側と背面側で同径、同ピッチかをチェックする。	→IV下部構造 2.2.2 参照
2) たて壁前面の軸方向鉄筋量が、たて壁背面の軸方向鉄筋量の1/2以上であることをチェックする。ただし、常時に側方移動を起こす恐れのある橋台及び地震時に液状化が生じる地盤上の橋台においては、たて壁前面の軸方向鉄筋量が、たて壁背面の軸方向鉄筋量と同量であることをチェックする。	→IV下部構造 2.2.3 参照
3) 各橋台の支承条件、構造高さの違いによる水平力、曲げモーメントの大小関係を横並びの比較によってオーダーチェックする。	
(3) 橋脚部材設計	
1) 各橋脚の支承条件、構造高さの違いによる水平力、曲げモーメントの大小関係を横並びの比較によってオーダーチェックする。	
2) 各橋脚の支承条件、構造高さ、断面寸法、配筋状態等の違いによる耐力、許容塑性率の大小関係を横並びの比較によってオーダーチェックする。	
3) 同一の設計振動単位においては、同一の等価水平震度を設計に用いる必要があることから、当該橋脚の許容塑性率から算出される設計水平震度と、実際の設計に用いた設計水平震度（同一の設計振動単位のなかでの最大値）を設計振動単位毎にチェックする。	→VI耐震設計 6.4.3 参照
4) 地震時保有水平耐力が地震時保有水平耐力法による設計慣性力を上回っていることをチェックする。	→VI耐震設計 6.4.5 参照
5) 橋の重要度の区分がB種の橋の場合には、残留変位が許容値を満足していることをチェックする。	→VI耐震設計 5.4 参照
6) フーチングの圧縮鉄筋量は、引張鉄筋量の1/3以上であることをチェックする。また、各方向の鉄筋は直交する鉄筋量の1/3以上であることをチェックする。	→IV下部構造 3.2.4 参照
(4) 基礎工（直接基礎）	
1) 各下部構造の支承条件や下部工高さ等の違いによる水平力および曲げモーメントの大小関係を横並びの比較によってオーダーチェックする。	
2) 設計値が制限値あるいは上限値を満足していることをチェックする。なお、地盤反力度および鉛直支持力に対する一般的なチェック項目は、支持地盤の種類により次のようになる。 支持地盤が岩盤以外の場合 ①常時および地震時の鉛直支持力 ②常時の最大地盤反力度 支持地盤が岩盤の場合 ①常時および地震時の最大地盤反力度	→V基礎構造 2.2.2 参照 →V基礎構造 2.3.3 参照
3) 鉛直支持力の制限値の算定においては、前面地盤の傾斜や将来予想される状況を考慮し、有効根入れ深さ等を定めているかチェックする。	→V基礎構造 2.2.2 参照 →V基礎構造 2.3.3 参照



(5) 基礎工（杭基礎）

- 1) 各下部構造の支承条件や下部工高さ等の違いによる水平力および曲げモーメントの大小関係を横並びの比較によってオーダーチェックする。
- 2) 設計値が制限値を満足していることをチェックする。
- 3) 平均せん断応力度がせん断応力度の制限値を満足していない場合には、使用帯鉄筋量が必要帯鉄筋量を満足してしていることをチェックする。
- 4) 液状化層あるいは土質定数を零とみなすごく軟弱な粘性土層あるいはシルト層がある場合には、以下の耐震設計が行われていることをチェックする。
 - ①不安定となる地盤の影響がない場合
 - ②不安定となる地盤の影響がある場合
また、液状化に伴い橋に影響を与える流動化が生じる可能性がある場合には、以下の耐震設計が行われていることをチェックする。
 - ①不安定となる地盤の影響がない場合（液状化も流動化も生じないと考えた場合）
 - ②不安定となる地盤の影響がある場合（液状化だけが生じると考えた場合）
 - ③流動化が生じると考えた場合
- 5) 応答塑性率による照査としている場合、その理由が橋脚躯体の設計結果と整合しているかチェックする。
- 6) 応答塑性率による照査としている場合、以下のいずれかに相当していることをチェックする。
 - ① ($k_{hc} < k_{hyF}$) 基礎が降伏に達するときの水平震度 k_{hyF} が、地震時保有水平耐力法に用いる設計水平震度 k_{hc} 以上となる場合には、基礎は弾性範囲内であるので、安全であると判断できる。
 - ② ($k_{hcf} < k_{hyF} < k_{hc}$) k_{hyF} が基礎の地震時保有水平耐力法に用いる設計水平震度 k_{hcf} 以上となる場合には、基礎に降伏が生じるが基礎本体あるいは基礎周辺地盤に塑性化が生じることにより減衰の影響が大きくなるので、基礎の損傷はそれ以上進展しないと判断され、安全であると考えてよい。
 - ③ ($k_{hyF} < k_{hcf}$) 応答塑性率が、制限値以下であることを照査する。応答塑性率の制限値以下であれば、杭体の一部が終局状態に達しても、直ちに杭基礎全体系としての耐力低下にはつながらないため、安全であると判断出来る。
- 7) 鋼管杭の場合には、せん断力の照査は行わなくてよい。

→V 基礎構造 3.7.2 参照

→VI耐震設計 7.2 参照

→VI耐震設計 6.4.6 参照

→VI耐震設計 6.4.6 参照
→「道示」V 10.4 (p.239~242) 参照

→「道路橋の耐震設計に関する資料 平成9年3月(社)日本道路協会」p2-62 参照



4.3 詳細設計照査様式

以下に詳細設計の照査報告書様式を示す。

- ・基本条件の照査
- ・細部条件の照査
- ・成果の照査

橋梁詳細設計

基本条件の照査項目一覧表

(照査①)

業務名: _____

発注機関: _____

受託者名: _____

照査の日付: _____

受託者印		照査技術者		管理技術者	
------	--	-------	--	-------	--

橋-3

基本条件の照査項目一覧表(様式-1)				橋梁詳細設計 備考	
No	項目	主 内 容	提 示 資 料	照 査 ① 対 象 照 査	備 考 (照査の日付や結果等を記入する。)
1	設計の目的、主旨	1) 目的、主旨を理解したか。 2) 地域構想等に関連する上位計画を把握したか。 3) 設計の主な項目、工程等について具体的内容を把握したか。	業務計画書 H	<input type="checkbox"/>	
2	貸与資料の問題点	1) 貸与資料の不足、追加事項があるか。	打合せ資料	<input type="checkbox"/>	
3	現地踏査	1) 地形、地質、気象、現地状況を把握したか。 2) 交通状況、河川状況を把握したか。 3) 環境状況(騒音、振動等の配慮)を把握したか。 4) 支障物件の状況を把握したか。 5) 施工時の留意事項を把握したか。	現場写真他 H	<input type="checkbox"/>	
4	設計基本条件	1) 予備設計成果において、構造形式の選定は適正か。 (経済性、安全性、施工性、景観性、総合評価等) 2) 構造形式(支承形式含む)、橋長、スパン割り、遊間は適正か。 3) 重要度の区分(A種の橋、B種の橋)は適正か。 4) 荷重条件(設計時、施工時)は適正か。 5) 特殊荷重の位置、大きさは確認したか。 6) 施工条件の基本は確認したか。(時期、スペース、環境、交通条件、安全性の確保、近接施工、部材の輸送条件) 7) 使用するべき設計基準は把握したか。 8) 新工法、新技術の採用の検討が必要か。 9) 暫定計画、将来計画と整合しているか。 10) 塩害に対する検討を確認したか。 11) 雪処理の方法を確認したか。 12) 関連する設計、示方書等と整合がとれているか。 13) 鋼道路橋設計ガイドライン(案)の適用を検討したか。	基本条件検討書 H	<input type="checkbox"/>	
5	幾何構造、線形条件	1) 幅員構成、幅員変化、平面線形は適正か。 2) 縦断線形は適正か。 3) 座標系と基準点は適正か。	基本条件検討書 H	<input type="checkbox"/>	

橋-4



基本条件の照査項目一覧表(様式-1)

No	項目	主 な 内 容	提 示 資 料	照 査 ①		備 考 (照査の日付や結果等を記入する。)
				対 象	照 査	
6	橋面工、付属工の 基本条件	1) 横断勾配、舗装厚は適正か。	基本条件検討書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 歩道構造は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 地覆、高欄は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 遮音壁は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 落下防止柵は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) 照明柱、標識柱は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7) 排水工は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8) 伸縮装置の選定は適正か。(ゴム伸縮継手の可能性を確認したか)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9) 検査路は必要か、設置位置は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		10) 支承タイプは適正か。(タイプA、タイプB)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		11) 支承構造は適正か。(免震、反力分散、固定可動)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		12) 路肩版は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		13) 護岸工は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		14) 適用基準は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		15) 落橋防止システムの選定は適正か。(橋軸方向、橋軸直角方向)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		16) その他付属構造物を設置する必要があるか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	交差条件	1) 河川条件は満足するか。 (基準径間長、阻害等、流心方向、桁下余裕、堤防定規断面等)	基本条件検討書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 道路交差条件は満足するか。 (建築限界、桁下余裕、平面線形、桁架設法等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 鉄道交差条件は満足するか。 (建築限界、桁下余裕、平面線形、桁架設法、架線処理方法等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 支承物への対応方法の検討の必要性は確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 交差協議に関わる協議資料作成の種類と内容は確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) フーチングの土かぶりとは適切か。(交差条件等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

橋-5

基本条件の照査項目一覧表(様式-1)

No	項目	主 な 内 容	提 示 資 料	照 査 ①		備 考 (照査の日付や結果等を記入する。)
				対 象	照 査	
8	地盤条件	1) 土質定数の設定は妥当か。	基本条件検討書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 支持力、地盤ベネ値の設定は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 水位、水圧の評価は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 構造図と柱状図との位置関係は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 軟弱地盤として検討する必要性を確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) 液状化及び流動化の有無を確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7) 地盤から決まる許容支持力は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8) 支持層が岩の場合の考え方は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9) 支持層の設定位置は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	耐震検討	1) 耐震検討は妥当か。(固有周期、地域別補正係数、地盤種別、 等価水平震度、設計水平震度等)	基本条件検討書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 設計振動単位が適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 免震設計の検討の必要性を確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 動的解析の必要性を確認したか。(地震時の挙動が複雑な橋)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 地震力を分散させる構造系を配慮しているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	地形条件	1) 用地境界は確認したか。 2) 施工ヤードスペースは確認したか。 3) 資機材運搬路は確保できるか。	基本条件検討書 〃 〃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
11	使用材料	1) 使用材料と規格、許容応力度は妥当か。(鋼、コンクリート、PC等) 2) 特殊材料の供給条件は確認したか。 3) 耐蝕性鋼材の使用は可能か。	基本条件検討書 〃 〃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
12	環境及び景観検討	1) 環境及び景観検討の必要性、デザインコンセプト、範囲等は理 解したか。 2) 環境及び景観検討の具体的方法、作成すべき資料等は明らか となっているか。	基本条件検討書 〃	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
13	コスト削減	1) 予備設計で提案されたコスト削減設計留意書を確認したか。	基本条件検討書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	建設副産物対策	1) 予備設計で作成されたリサイクル計画書を確認したか。	基本条件検討書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

橋-6



細部条件の照査項目一覧表(様式-2)

No	項目	主 内 容	提 示 資 料	照 査 ②		備 考 (照査の日付や結果等を記入する。)
				対 象	照 査	
1	上部構造	1) 適用基準は正しいか。	-一般及び設計条件別検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 支承条件及び地盤条件と橋梁形式は整合しているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 解析上のモデル化は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 桁配置は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 構造高は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) 桁端部と桁間間は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7) 床板厚、床組は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8) 解析法(適用プログラム、構造モデル)は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9) 架設法を設計に考慮したか。(運搬路、部材長、部材重量、架設方法と順序、施工ヤード、施工スペース、架設時の構造系等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		10) 材料使用区分は妥当か。(鋼材、コンクリート、鉄筋)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		11) 構造細目は妥当か。 (鉄筋かぶり、ピッチ、継手、折り曲げ位置、フック形状等) (断面変化位置、鋼板厚、板幅、材料使用区分、継手部、補剛材、取付部等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		12) 橋面舗装厚、付属工(検査路等)の計画変更はないか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		13) 支承、落橋防止システム、伸縮装置、高欄等の設計条件は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		14) 塩害対策は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		15) 防水工は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		16) 塗装系は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		17) 添架物の支持方法は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	下部構造	1) 適用基準は正しいか。	-一般及び設計条件別検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 橋台、橋脚の位置・形状は適正か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 支承条件(E、F、M)は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 支承縁端距離は確保されているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) けたからり長は確保されているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) 形状、寸法の基本的統一は計られているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7) 裏込土、埋戻土の種類と土圧係数は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8) 施工法は配慮しているか。(運搬路、施工法と順序、施工ヤード、施工スペース、施工区分、コンクリート打設のロット割等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9) 材料使用区分は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		10) 構造細目は妥当か。 (鉄筋かぶり、ピッチ、継手、折り曲げ位置、フック形状等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

橋-9

細部条件の照査項目一覧表(様式-2)

No	項目	主 内 容	提 示 資 料	照 査 ②		備 考 (照査の日付や結果等を記入する。)
				対 象	照 査	
3	基礎構造	11) 橋脚の地震時保有水平耐力及び応答塑性率、残留変位を確認したか。	-一般及び設計条件別検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		12) 段違い橋脚の場合、段違い部や桁端部の構造を検討したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		13) 地下水の変動は確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		1) 適用基準は正しいか。	-一般及び設計条件別検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 基礎形式は妥当か。(直接基礎、杭、ケーソン、ウェル等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) 形式、寸法は妥当か。(杭であれば、杭種、杭径等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 支持層への根入れは妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 液状化及び流動化の検討は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) 軟弱地盤の場合、橋台の側方移動、圧密沈下量、杭のネガティブフリクションの照査を行ったか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7) 近接施工の問題はないか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8) 設計理論と解析手法は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9) 施工法は妥当か。(運搬路、施工法と順序、施工ヤード等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		10) 材料使用区分は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		11) 構造細目は妥当か。 (鉄筋かぶり、ピッチ、継手、折り曲げ位置、フック形状、杭頭処理等)	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		12) 埋設物との取合いは問題ないか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		13) 地盤改良の必要性を確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14) 耐震設計上の基礎面、地盤面は適切か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
15) 土質定数は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
16) 基礎の地震時保有水平耐力及び応答塑性率、残留変位を確認したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
4	付属構造物 (道路標識、照明、添架物、遮音壁等)	1) 選定形式、位置、寸法は妥当か。	設計条件別検査	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		2) 適用基準は正しいか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3) プレキャスト化、二次製品の使用等を配慮しているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		4) 使用実績はあるか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		5) 維持管理性は配慮したか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		6) 本体との取合いは妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		7) 通信管路及び照明用電源管路は計画されているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		8) 照明配置は妥当か。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		9) 景観を配慮しているか。	〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

橋-10



橋梁詳細設計
成果品の照査項目一覧表
(照査③)

業務名: _____
発注機関: _____
受託者名: _____
照査の日付: _____

受託者印	照査技術者	管理技術者

橋-13

成果品の照査項目一覧表(様式-3)

No	項目	主 内 容	提 示 資 料	照 査 ③		備 考 (照査の日付や結果等を記入する。)
				対 象	照 査	
1	設計計算書	1) 打合せ事項は反映されているか。 2) 計算上の仮定値と設計値との差は妥当か。 3) 上部工の床版、主桁の応力度は許容値を満たしているか。 4) 下部工、基礎工の各部応力及び安定計算結果は許容値を満たしているか。 5) 許容応力度の取り方は正しいか。 6) 荷重の組合せと割増係数は適当か。 7) 二次応力を計算する必要は無いか。 8) 破壊安全度を照査したか。 9) 座屈規定に基づく計算がされているか。 10) 施工条件を配慮した計算となっているか。 11) 最小鉄筋量等構造細目は正しいか。 12) 所要のじん性を確保するための帯鉄筋を配置しているか。	設計計算書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	設計図	1) 縮尺は共通仕様書と整合しているか。 2) 一般図には必要な項目が記載されているか。 (設計条件、地質条件、建築限界等) 3) 構造図の基本教法、座標値、高さ関係は照合されているか。 4) 設計計算書との整合は図られているか。 5) 構造詳細は適用基準及び標準構造と整合しているか。 6) 取り合い部の構造寸法は適正か。 7) 解り易い注記がついているか。 8) 付属物の形式、配置、取り合いは妥当か。 9) 各設計図がお互いに整合されているか。 ・一般平面図と縦断面図 ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 10) 使用材料は明記されているか。 11) 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか。(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか) ・壁厚 ・鉄筋(径ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置) ・鋼材形状寸法 ・使用材料 ・その他	設計図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			〃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

5. 特別調査

5.1 特別調査の実施について

本市の公共事業における建設資材等の価格は、「静岡市建設資材等価格決定要領」に基づき定められている。

その中で超大口数量や特殊工事で使用する建設資材等については適正な単価を設定するため、技術政策課に特別調査を依頼すること。

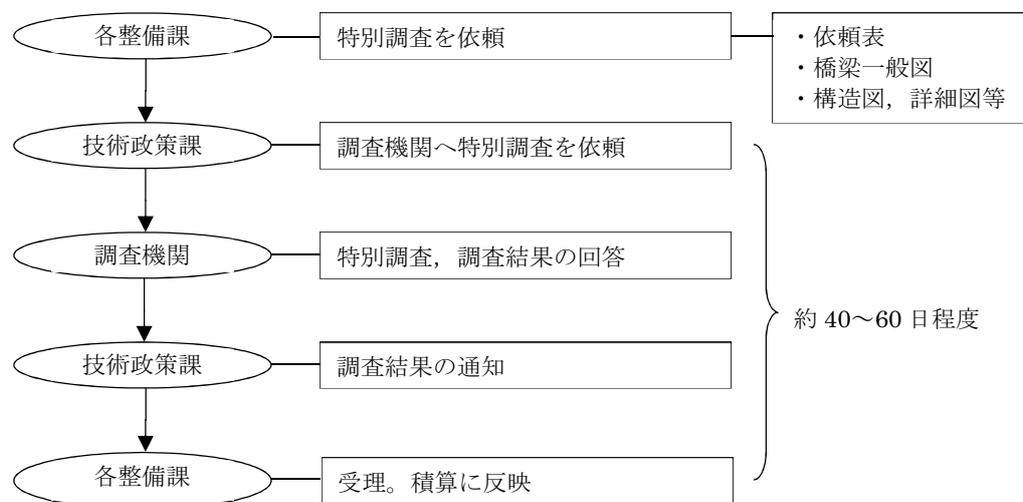


図 5.1-1 特別調査フロー

5.2 特別調査品目

- (1) ゴム支承（鋼製部品付き）については特別調査を実施することを基本とする。
- (2) 特別調査対象品目は、概略調達価格（概略資材価格×予定使用数量）で500万円以上の品目とする。

5.3 特別調査に関する留意事項

- (1) 積算基準に関する特別調査は原則として対象としない。必要となる場合は本要領所管課及び技術政策課と協議すること。
- (2) 特別調査については、「静岡市建設資材等価格決定要領」に基づき適切に実施すること。



6. 工事完了時作成書類

6.1 作成手順と提出先

工事が完了した橋梁については橋梁台帳、橋梁設計調書および電子成果を作成し、各課担当に提出すること。(問い合わせ先：本要領所管課)

対象橋梁は、建設局が管理する全ての橋梁(橋長 2m 以上の橋梁および内空幅 2m 以上のボックスカルバート)とする。道路事業以外の事業で施行した橋梁も含む。

6.2 橋梁台帳

(1) 台帳番号

台帳番号は本要領所管課が指定する番号を記入すること(市道橋については施設台帳番号とする)。台帳番号は1橋につき1つとし、側道橋の新設についても同一番号とする。

(2) 提出物

下記に示す書類を印刷1部および電子データで提出すること。

- ①橋梁台帳・写真・橋梁一般図
- ②橋梁設計調書

(3) その他

補修工事、橋梁点検を行った場合、新設時に作成した橋梁台帳に記入のうえ、各課担当に提出すること。

添付資料

- ① 橋梁台帳 表
- ② 橋梁台帳 裏
- ③ 橋梁台帳 写真
- ④ 橋梁台帳 橋梁一般図

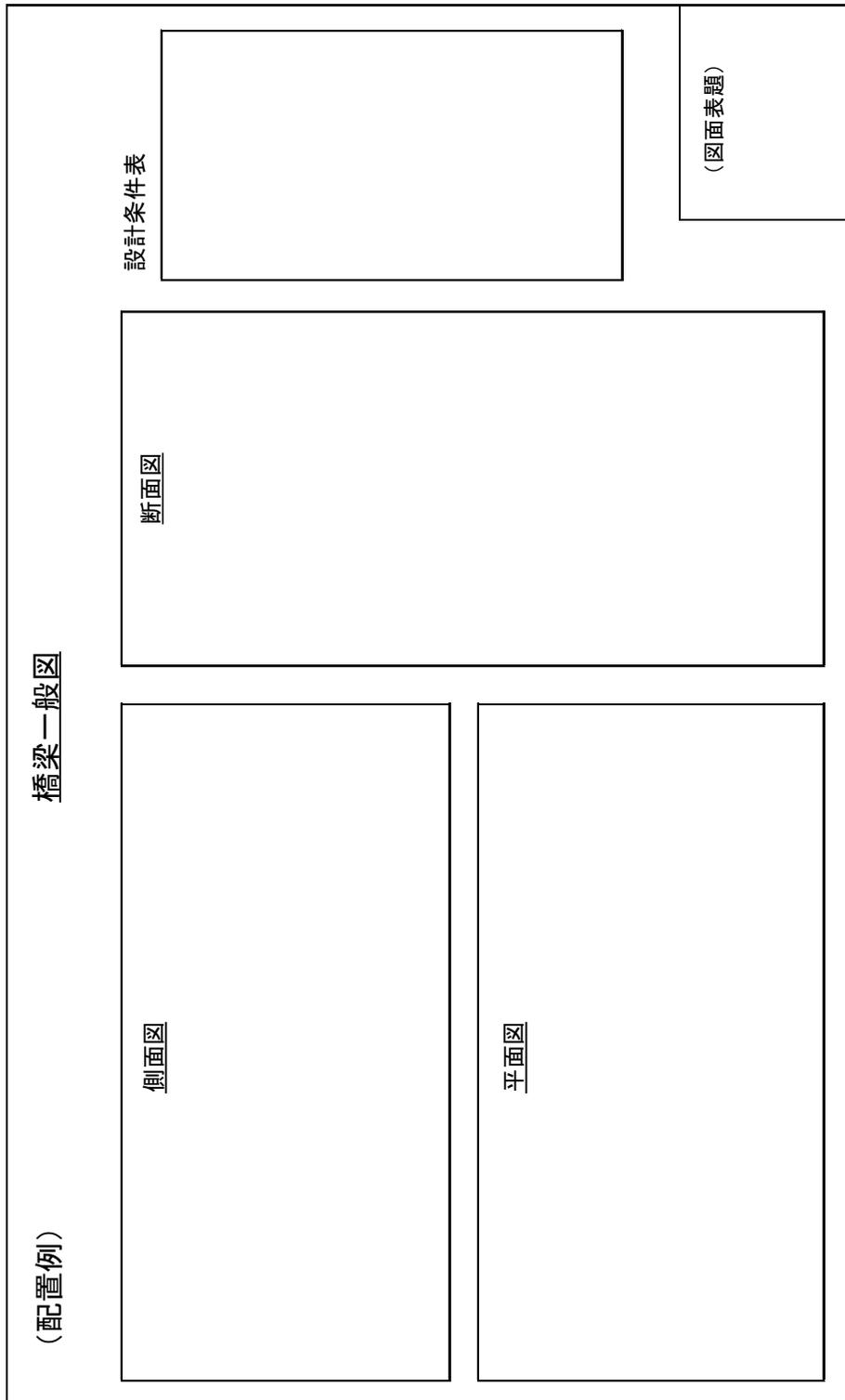


③ 橋梁台帳 (写真)

橋			中 帳
	③ 起点側	④ 桁下	
	① 上流側からの全景	② 下流側からの全景	



④ 橋梁台帳（橋梁一般図）



※設計時ではなく、工事施工時の最終図面を添付すること



6.3 橋梁設計調書の作成

6.3.1 橋梁調書

橋梁設計調書は、本編 5.3.3 に示す様式を必要に応じて使用することを基本とする。

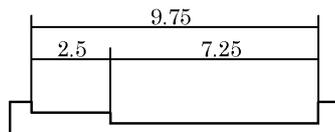
表 6.3-1 設計調書一覧

全般	1	橋梁設計調書
上部工	10	設計調書（トラス）
	11	設計調書（鋼箱桁）
	12	設計調書（PC ホロースラブ）
	15	設計調書（ポステン T 桁）
	16	設計調書（プレートガーダー）
	17	設計調書（プレビーム合成桁）
	18	設計調書（エクストラードーズド）
	19	設計調書（PC π ラーメン橋）
	20	設計調書（合成床版）
	21	設計調書（上部工その他）
下部工	30	設計調書（直接基礎）
	31	設計調書（杭基礎）
	32	設計調書（ケーソン基礎）
	33	設計調書（深礎杭基礎）
	34	設計調書（鋼管矢板井筒基礎）

6.3.2 作成上の注意点

橋梁設計調書の各項目の注意点について下記に示す。

- (1) 橋梁設計調書には縮小した橋梁一般図を必ず添付すること。
- (2) 上覧の 内は、課名を記入すること。
- (3) 路線名は、一般国道〇〇号、(主) 〇〇線、(一) 〇〇線、(市) 〇〇線と記入すること。
- (4) 位置は原則として町名（字）まで記入すること。
- (5) 幅員は地覆内間の距離とする。歩道等のある場合は（ ）で歩道等の幅員を表すこと。 例 幅員 9.75m = (2.50m) + 7.25m





- (6) 橋面積は 幅員×橋長とする。
- (7) 設計荷重の項は、B活荷重、A活荷重を記入し、その他特別な荷重を考慮の場合は、その荷重を記入する。
- (8) 示方書、要領については主なものでよい。
- (9) コンクリートの種別は、配合がわかるように、記号または28日強度 (σ_{ck}) を記入すること。
- (10) R、Hは、支承の設計条件を記入する。Rは全反力、Hは橋軸方向地震時水平力を示す。
- (11) 伸縮継手の環境条件は、該当するものを○でかこむこと。また、伸縮装置の型式を記入すること。
- (12) ()はt当たり現場塗装面積を表し、計算に用いる鋼重は付属品を含まないものとする。
- (13) 材料集計表でコンクリート量は m^3 で表し、 m^3/m^2 は橋面積当たりのコンクリート量を記入する。その他はコンクリート m^3 当たりの値を記入する。
- (14) 鋼重は材種毎に記入し、橋面積当たり鋼重は付属品を含まないものとする。
- (15) リベット、ボルトの使用種類を記入する。
- (16) 上部工の床版の欄は、鋼橋 (RC床版)、PC合成桁の場合のみ記入すること (地覆含む)。
- (17) 下部工の高さの欄は、直接基礎と杭基礎の場合は、フーチング下面から橋脚天端またはパラペット天端までの高さとし、ケーソン等の場合はケーソン天端からの高さとする。
- (18) Fは固定橋脚 (橋台)、Mは可動橋脚 (橋台)、Eは分散橋脚 (橋台)、F・Mは固定可動橋脚 (橋台) を表す。
- (19) 下部工の数量はフーチングを含むものとし、工費については掘削、締切りを含む。
- (20) 基礎工の材料で既製杭については径、長さ、本数を記入し、場所打ち杭および深礎杭については径、長さ、本数、コンクリート量、鉄筋量、型枠面積を記入すること。また、ケーソンについては、断面、高さ、コンクリート量、鋼材量 (刃口、鋼材*)、鉄筋量を記入すること。ケーソンの工費は築島工を含む。
(* : 鋼製ケーソンの時)
- (21) 工費は原則として精算時のものとするが、当初よりの変更額が僅少と認められるときは、発注時のものとしてよい。また工費は全て諸経費を含む*ものとする。
(* : 工費=直接工事費×本工事費合計/直接工事費計)
- (22) m^2 当り工費は、橋面積当たりの工費をいう。(橋梁費のみを対象とし、取付道路は含まない)



Ⅷ. 参考資料 6.工事完了時作成書類 6.3 橋梁設計調書の作成

設計調書 (鋼箱桁)

Design specification form for steel box girder bridge, including sections for main member layout, girder design, main member design, and reaction calculations.

設計調書 (PCホーロスラブ)

Design specification form for PC hollow slab bridge, including sections for main member layout, main member design, and reinforcement details.



設計調書 (ポストテンションT桁)

橋名		担当課	道路規格	平面線形	縦断線形	設計年度	設計年度	設計会社
1. 主桁配置概略図		斜角		橋面積		支点	中間	主桁断面図
平面図	断面図				補剛材			
	位置				端付近			
2. 床版の設計		床版厚	cm	高欄形式		4. 橋桁の設計		
主鉄筋方向曲げモーメント		断面	P/C鋼材	応力度	許容応力度	Mmax=		
片持部	支点	h	d	σ_{cu}	σ_{cl}	断面下縁		
		cm	cm			Mmax=		
中間支間		h	d			5. 反力		
端支間		h	d			端支間		
中間支間		h	d			中間支間		
3. 主桁の設計計算法		せん断力 (kN)			7. 材料			
断面力及		外桁			コンクリート			
曲げモーメント		中桁			鋼材			
種類		路肩側			鉄筋			
死荷重		車道側			型枠			
活荷重		支間			計			
計		支間			9. 応力			
プレストレス		床版コンクリート			プレストレス			
導入直後		下フランジコンクリート			導入直後			
静荷重時		許容応力度			静荷重時			
設計荷重時					設計荷重時			

設計調書 (プレートガーダー)

橋名		担当課	道路規格	平面線形	縦断線形	設計年度	設計年度	設計会社
1. 主桁配置概略図		斜角		橋面積		支点	中間	主桁断面図
平面図	断面図				補剛材			
	位置				端付近			
2. 床版の設計		床版厚	cm	ハンチ高	cm	N/mm ²	高欄形式	
主鉄筋方向曲げモーメント		断面	鉄筋量	応力度	配筋率	4. 対横構		
片持部	支点	h	d	σ_s	σ_c	断面力		
		cm	cm			断面応力度		
中間支間		h	d			断面力		
端支間		h	d			断面力		
中間支間		h	d			断面力		
3. 主桁の設計		格子解析			6. 反力			
支間中央		中間支間			端支間			
外桁		内桁			中間支間			
死荷重		外桁			7. 伸縮継手			
後死荷重		内桁			種別			
活荷重		外桁			死荷重			
計		内桁			活荷重			
せん断力		外桁			計			
コンクリート		内桁			活荷重			
U.F.I.G.		外桁			計			
Web		内桁			負反力			
L.F.I.G.		外桁			水平分載			
L.F.I.G.		内桁			水平分載			
L.F.I.G.		外桁			8. たわみ			
L.F.I.G.		内桁			死荷重			
L.F.I.G.		外桁			活荷重			
L.F.I.G.		内桁			計			
L.F.I.G.		外桁			9. 最大部材長 (重)			
L.F.I.G.		内桁			主桁			
L.F.I.G.		外桁			10. 材料			
L.F.I.G.		内桁			総重量			
L.F.I.G.		外桁			SM490材			
L.F.I.G.		内桁			SM400材			
L.F.I.G.		外桁			SS400材			
L.F.I.G.		内桁			塗装面積			
L.F.I.G.		外桁			床版C ₀			
L.F.I.G.		内桁			床版鉄筋			
L.F.I.G.		外桁			T ₀ n当り			
L.F.I.G.		内桁			m ² 当り			
L.F.I.G.		外桁			m ³ 当り			
L.F.I.G.		内桁			11. 腹板の継手			
L.F.I.G.		外桁			n ₁			
L.F.I.G.		内桁			n ₂			
L.F.I.G.		外桁			n ₃			



Ⅷ. 参考資料 6.工事完了時作成書類 6.3 橋梁設計調書の作成

設計調書 (PCラーメン橋)

Table for PC R/C Slab Bridge design report. Includes sections for bridge name, main structure, slab design, and material specifications.

設計調書 (合成床版橋)

平成 年 月 日

Table for Composite Slab Bridge design report. Includes sections for main structure, slab design, and material specifications.



Ⅷ. 参考資料 6.工事完了時作成書類 6.3 橋梁設計調書の作成

橋梁上部工設計調書

設計年月日 平成 年 月 日

Table for bridge upper structure design, including sections for main design, cross-section design, and material calculation.

設計調書 (直接基礎)

設計年月日 平成 年 月 日

Table for direct foundation design, detailing design conditions, dimensions, and material requirements.



Ⅷ. 参考資料 6.工事完了時作成書類 6.3 橋梁設計調書の作成

設計調書(杭基礎)

橋名	杭の種別	設計	設計	設計年月日 平成 年 月				下部工名	設計	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時
				年度	月	日	年度										
1. 躯体寸法	設計仕様							前壁									
	高さH(H ₁ +H ₂ +H ₃)							又は									
	幅B(B ₁ +B ₂ +B ₃)							柱									
	長さW(W ₁ +W ₂ +W ₃)							又は									
	ウイング(L×H)							応力σ ₁ (kg/cm ²)									
	扶壁(厚・間隔)							応力σ ₂ (kg/cm ²)									
	積座幅・積座厚							M									
	積座							A _s									
	積座							d									
	積座							軸方向									
2. 杭精元	杭の配置							M									
	杭径(mm)							A _s									
	長さ(表・短紙別)							d									
	粘着性係数β(cm ²)							積座									
	反力係数K(kg/cm ²)							A _s									
	バネ定数K _v (kg/cm)							d									
	PN(max)(t)							軸方向									
	Pa(t)							M									
	PN(min)(t)							A _s									
	Pa(t)							d									
3. 支保力と反力	変位δ(mm)							積座									
	杭の表面摩擦係数							A _s									
	群杭の検討							d									
	MT(t・m)							梁									
	Min max(t・m)							σ _s									
	σ _s (kg/cm ²)																
	σ _{ss}																
	D etc																
	特殊																
	材料																
6. 土質	土質名							土質名									
	N値							N値									
	γ _c ・φ							γ _c ・φ									
	深度							深度									
	土質名							土質名									
	N値							N値									
	γ _c ・φ							γ _c ・φ									
	深度							深度									



設計調書 (ケーソン基礎)

設計年月日 平成 年 月 日

橋名	型式	設計深度				設計会社			
下部工名									
設計状態	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時	常時	地震時	
1. 躯体寸法					7. 躯体応力計算				
高さ H (m)					前壁は 又は柱	N			
幅 B (m)						M			
長さ W (m)						d			
ウイング (L×H)						As			
扶壁 (厚・間隔)						δs			
橋座幅+胸壁厚						δc			
2. ケーソン諸元					前趾は 又はフーチング (軸方向)	M			
平面形 (B×W)						d			
長さ (m)						As			
単重 (kN/m ³)						δs			
浮力 (kN)						δc			
止水壁高					後趾は 又はフーチング (軸方向)	M			
3. 安定計算							d		
P (kN/m ²)							As		
Pa (t)							δs		
qmax (kN/m ²)						δc			
qa (t)					控壁は 又は梁	M			
R (t)							d		
Ra (t)							As		
θ (ラジアン)							δs		
σ (S)							δc		
4. 本体の設計					8. 材料 (躯体)				
刃口	M (t・m)					コンクリート			
	d (cm)					鉄筋			
	As					型枠			
	δs (N/mm ²)					全橋計			
作業室	M					特記事項			
	d								
	As								
	δs								
天井スラブ	M								
	d								
	As								
	δs								
本体	縦 M								
	As								
	水平 M								
	As								
止水壁	縦 M								
	As								
	水平 M								
	As								
5. 材料 (ケーソン)									
コンクリート									
中詰コンクリート									
鉄筋 (t)									
型枠									
6. 土質									
	土質					土質			
	N値				N	N値			N
	N, K				Kv	N, K			Kv
	深度				Ks	深度			Ks
	土質				先端値	土質			先端値
	N値				N	N値			N
	N, K				Kv	N, K			Kv
	深度				Ks	深度			Ks



6.4 電子成果

電子成果は「静岡市電子納品要領・基準（静岡市建設局土木部）」に基づき作成をおこなうこと。



7. 歩道橋への適用

7.1 設計の基本

歩道橋の設計は、「立体横断施設技術基準・同解説 昭和 54 年 1 月 日本道路協会」を基本とするが、昭和 54 年以降改訂されていないため、本要領や関連する最新の基準・指針などを参考に本要領所管課と協議して設計方針を決定する必要がある。

以下に、歩道橋設計で参考となる基準・指針類を示す。

- ・道路橋示方書・同解説 I～V（平成 29 年 11 月）（社）日本道路協会
- ・道路構造令の解説と運用（平成 27 年 6 月）（社）日本道路協会
- ・増補 改訂版道路の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 23 年 8 月）
（財）国土技術研究センター
- ・立体横断施設技術基準・同解説（昭和 54 年 1 月）（社）日本道路協会
- ・土木構造物標準設計第 5 巻 立体横断施設（昭和 60 年 2 月）
（社）全日本建設技術協会
- ・防護柵の設置基準・同解説（平成 28 年 12 月）（社）日本道路協会
- ・コンクリート道路橋設計便覧（令和 2 年 10 月）（社）日本道路協会
- ・鋼道路橋設計便覧（令和 2 年 11 月）（社）日本道路協会

7.2 耐震設計の考え方

耐震設計に関しては「平成 9 年 11 月 21 日事務連絡」（次ページ参照）により、当面は「道示 V 耐震設計編」に準拠して耐震設計を実施することとする。

ただし、過去に類似構造でレベル 1 地震動に対する設計で十分な安全性が確認されている場合などは、本要領所管課と協議した上でレベル 2 地震動の照査を省略する事が出来る。

→幅員、勾配等については「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を満足する必要がある

→「立体横断施設技術基準」ではレベル 1 設計時に 100kg/m² の活荷重を考慮する。地盤種別は 1～4 種と道示と異なる



事務連絡

平成9年11月21日

北海道開発局 道路建設課長補佐
道路維持課長補佐
沖縄総合事務局 道路建設課長
道路管理課長
各地方建設局 道路工事課長
道路管理（交通対策）課長

殿

建設省道路局

企画課長補佐
道路環境課長補佐
国道課特定道路専門官
国道課長補佐
道路整備調整室課長補佐

横断歩道橋の耐震設計に係る当面の取扱いについて

横断歩道橋の耐震設計については、平成8年11月に通達した「橋、高架の道路等の基準について」を踏まえ、当面の間は、下記により実施されたい。

記

1. 当面の取扱い

従来と同様に「立体横断施設技術基準」のII 3-8「地震の影響」について、「道路橋耐震設計指針」とあるのを「橋、高架の道路等の基準」と読み替える。すなわち、横断歩道橋の耐震設計においても平成8年道路橋示方書Vを適用するものとする。

2. 今後の方針

- ・兵庫県南部地震の経験では、横断歩道橋については比較的被害が軽微であった。そのため、技術的な確認ができれば、一部の（標準的）な横断歩道橋については、水平保有耐力の照査を省略できる可能性がある。
- ・ただし、安全性を確認する必要があるため、今後土木研究所を中心として、横断歩道橋の諸元と必要な耐震設計レベルの関係を調査。その一環として、当面設計しなければならない横断歩道橋については、水平保有耐力の照査を含む耐震設計を実施し、その結果を検討のためのデータとして提供していただくこととする（詳細については別途連絡する）。
- ・この検討の結果を反映した耐震設計法については、結果がまとまり次第連絡するが、それ以前においても、明らかに水平保有耐力の照査が不要と考えられる場合（例えば、過去に諸条件が類似した横断歩道橋について水平保有耐力照査を実施しており、その際に震度法で十分との結果を得ている等）には、道路局道路整備調整室まで協議されたい。

3. その他

本件について、疑問点等ある場合には、道路局道路整備調整室 計画調整係長まで連絡すること。



8. 設計委託成果品

8.1 一般

成果品の作成は、「静岡市土木業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び当該業務の「特記仕様書」による。共通仕様書に記載されていない細目については以下を基本とするが、成果品をまとめる際に発注者と協議を行い確認すること。

8.2 報告書の作成

(1) 報告書の標準的な内容

表 8.2-1 報告書の標準的な内容

設計内容	報告書名	備考
橋梁予備設計	(概要版)	設計概要書が厚くなる場合に作成
	設計概要書	計画の概略説明，位置図，設計業務の条件，コントロールポイント，特に考慮した事項，検討内容，施工性・美観・環境等の要件，詳細送り事項，根拠，出典，協議記録簿
	概略設計計算書	
	概算工事費計算書	一般図書に基づいて概略数量を算出する
	その他	参考資料，検討書，協議資料 等
橋梁詳細設計	(概要版)	設計概要書が厚くなる場合に作成
	設計概要書	(予備設計がない場合，計画の概略説明)，位置図，設計業務の条件，コントロールポイント，特に考慮した事項，検討内容，施工性・美観・環境等の要件，工事送り事項，根拠，出典，設計照査，協議記録簿
	線形計算書	
	設計計算書	
	数量計算書	工種別，区間別に取りまとめる。
	その他	参考資料，検討書，協議資料 等



(2) 報告書の体裁

報告書仕様は、A4判とし、報告書が分冊となる場合は、分冊番号を明記すること。

(背)	字の大きさ	(表)
平成〇〇年度 一般国道〇〇号	(小) →	平成〇〇年度 一般国道〇〇号
××詳細設計業務委託報告書	← (小)	××詳細設計業務委託 (契約名称とする)
平成〇年〇月	(大) →	報告書 (1/2)
〇〇〇〇市建設局道路部 〇〇コンサルタント 関	(中) →	平成〇年〇月 静岡市建設局道路部 〇〇コンサルタント 関

(3) 報告書目録

各分冊の裏表紙には報告書目録を添付し、業務名、委託箇所、委託期間、管理技術者、照査技術者、各分冊の報告書内容等がわかるようにすること。

報告書目録の例

業務名	平成〇〇年度 国道〇〇号線 ××詳細設計業務委託		
委託箇所	静岡市〇〇区〇〇町地内		
委託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
受注者	〇〇コンサルタント (株)		
管理技術者		照査技術者	
担当者			

報告書目録	
報告書 (1/2)	概要版
報告書 (1/2)	設計概要書
報告書 (1/2)	線形計算書
報告書 (1/2)	協議記録簿
報告書 (2/2)	上部工設計計算書
報告書 (2/2)	下部工設計計算書
報告書 (2/2)	上部工数量計算書
報告書 (2/2)	下部工数量計算書
別 冊	設計図面



8.3 設計図面

- ① 図面の大きさは、A1判を原則とする。
- ② 図面表題の位置は図面右下を基本とする。
- ③ 図面表題の工事名、工事箇所については、発注者の指示により記入する。
- ④ 図面製本仕様は、縮小版（A3判）とともに観音開き製本を標準とする。
- ⑤ 図面枚数が多い場合や工種毎（上部工、下部工等）に分けたほうがよい場合には分冊とする。
- ⑥ 各図面製本の1頁目には、目次を記載すること。

8.4 橋梁一般図

1) 作成の基本事項

- ・橋梁一般図は、側面図、縦距表、平面図、上・下部工の断面図、設計条件、交差物件横断面図等より構成する。
- ・図面名（〇〇橋 橋梁一般図）は、中央上部に記し、その横に縮尺を記す。

2) 橋梁一般図には、表 8.4-1に示す一般図記載事項及び表 8.4-2に示す設計条件表を記入すること。



表 8.4-1 一般図記載事項

区分	細分	記載事項
側面図	上部工	橋長、桁長、支間長、遊間、桁端距離、桁高（道路中心線上）
	下部工	下部工番号（A1, A2, P1等）、支承条件（F, M, E等）
		下部工位置の測点番号及び計画高（道路中心線上）
		橋台躯体全高・幅、フーチング厚・幅、パラペット厚・高さ、ウイング形状・寸法
		踏掛版形状・寸法
		橋脚躯体工全高、フーチング厚・幅、柱高・幅・張出部厚・幅
	基礎工（名称、形状、寸法、数量）	
	道路	縦断線形、計画高、地盤高、追加距離、単距離、測点番号、平面線形、横断線形 道路の方面（至〇〇市）
	地形	計画河川断面（HWL、計画河床高、護岸形状、法勾配）
		ボーリングデータ（調査位置に地点番号、基面高、柱状図を表示） 現況地盤線
その他	道路事業にあつては、左側を路線の起点として図面を作成。（平面図も同様） （道路事業以外については、担当機関・部署に確認の上図面を作成すること。）	
平面図	上部工	橋長、桁長、支間長、遊間、桁端距離（道路中心線上）
	下部工	橋台躯体工（フーチング長さ・幅、堅壁幅、パラペット厚）
		ウイング形状・寸法、踏掛版形状・寸法
		橋脚躯体工（フーチング長さ・幅、柱長さ・幅、張出部長さ・幅）
	基礎工（形状、寸法、間隔、フーチング縁端距離）	
	道路	取付道路、交差道路、河川管理道路、条件護岸等 道路中心線、測点番号、河川との交角 道路の方面（至〇〇市）
地形	ボーリングデータ（調査位置、地点番号） 河川流下方向	
横断面図	上部工	全幅員、有効幅員、幅員構成、地覆、施設帯形状、寸法 床版厚、舗装構成（車道、歩道）、横断勾配（車道、歩道）
		桁高、桁配置
		防護柵、高欄の規格・寸法 添架物の種類、形状、寸法、重量、添架位置
	下部工正面図	橋台躯体工全高、フーチング厚、堅壁高、パラペット高、フーチング床付高、横断方向寸法 橋脚躯体工全高、フーチング厚、柱高、フーチング床付高、HWL、計画河床高、張出部寸法、横断方向寸法 基礎工（名称、形状、寸法、間隔、フーチング縁端距離）
	その他	ウイングは、別途下部工一般図等に表示。
河川計画	計画河川断面図	HWL、計画河床高、余裕高
		河川幅、水面幅、堤防幅
		護岸勾配
		河床勾配、計画流量

※上記は、標準的な記載事項を取りまとめたものであり、必要に応じて、追加・除外するものとする。



3) 設計条件表

橋梁一般図には設計条件表を添付すること。

表 8.4-2 設計条件表

橋梁名		○○○橋			
道路条件	路線名	一般国道○○○号 (○○工区)			
	道路規格	第○種第○級			
	設計速度	○○km/h			
	計画交通量	○○台/日 (H○○センサスペース)			
	大型車計画交通量	○○台/日/方向 (H○○センサスペース)			
	交通量区分	N ₅ (従来区分B交通)			
	幅員構成	○○=○○+○○+○○ (○○拡幅有り、路肩縮小有り)			
	有効幅員	○○m (○○m)			
	平面線形	R=○○○~A=○○○			
	縦断線形	i=○○% (VCL=○○○m)			
横断線形	i=○○% (片勾配)				
橋梁条件	設計活荷重	○活荷重			
	橋の重要度	○種の橋			
	地域別補正係数	A1地域			
	耐震性能	レベル1	レベル2		
		耐震性能1	耐震性能2		
	地震時に不安定となる地盤	液状化する(A1及びP1)、軟弱地盤(A2)			
	交差物件	○級河川○○川、市道○○線			
	添架物件	○○ (Φ○○×○条、○○N/m)			
	上部工条件	橋梁形式	鋼○径間連続○合成○桁橋(耐候性鋼材)		
		橋長	○○○m		
桁長		○○○m			
支間長		○○○m+○○○m			
桁高		○○○m			
斜角		A1側右○○°、A2側右○○°、交差物件中心線右○○°			
主要材料		SMA○○○W、SMA○○○W、S10TW			
使用材料		部材区分	コンクリート	鋼材	
		○○床版	σ _{ck} =○○N/mm ²	○○○	
架設工法		地覆・壁高欄	σ _{ck} =24N/mm ²	SD345	
	架設工法	○○○架設工法			
支承形式	タイプB支承 全支点弾性支持 (免震支承:○○○)				
落橋防止システム	桁かかり長	S _E =○○○m(A1)、S _E =○○○m(A2)、S _{Eθ} ・S _{Eφ} の算出不			
	落橋防止構造	PCケーブル			
	横変位制限構造	不要			
	段差防止構造	不要			
下部工条件	地盤種別	○種地盤			
	設計水平震度		レベル1	レベル2(タイプI)	レベル2(タイプII)
		橋軸方向	○○○	○○○	○○○
		直角方向	○○○	○○○	○○○
		土に起因	○○○	○○○	○○○
	上部工反力	R _d =○○○kN、R ₁ =○○○kN			
	橋台裏込土	γ=○○○kN/m ³ 、φ=○○°			
	橋台背面アプローチ部	構造	○○○		
		延長	○○○m		
	形式	構造種別	躯体形式	基礎形式	
橋台		RC○○式橋台	○○杭φ○○○(○○○工法)		
橋脚		RC○○式橋脚	○○杭φ○○○(○○○工法)		
使用材料	部材区分	コンクリート	鉄筋・鋼材		
	躯体	橋台	σ _{ck} =24N/mm ²	SD345	
		橋脚	σ _{ck} =24N/mm ²	SD345	
	基礎	橋台(○○杭)	σ _{ck} =24N/mm ²	SD345	
橋脚(○○杭)		-	SKK○○○		
支持地盤	○層、○岩層(岩級区分:D級)				
舗装	アスファルト舗装 t=○○mm	表層 ○○○(○)○○○型-○ t=○○mm			
	基層 ○○○(○)○○○型-○ t=○○mm(平均厚)				
塗装	塗装系(適用規格類)	○○系			
	外面塗装面積	○○○㎡			
	塗装材質	下塗	○○○○		
		中塗	○○○○		
上塗		○○○○(色番号:○○、塗装色:○○色)			
維持管理条件	想定点検方法(近接)	梯子、橋梁点検車、リフト車、進入ルート等			
	検査路	上部工検査路 有、下部工検査路 有			
	補修時特記事項	・想定している主たる塑性部、被害予想箇所 ・舗装、床版部分補修時の交通規制等 ・その他			
適用基準	道路橋示方書・同解説 I~V (H24.3) 静岡市道路橋計画・設計要領(H26.8)				
その他適用図書	中部地方整備局道路設計要領(H26.3) NEXCO 設計要領第二集 (H25.7)				



9. 新技術・新工法に関する参考資料

9.1 NETIS 新技術情報提供システム

新技術情報提供システム（NETIS）とは、「公共事業等における技術活用システム」によって蓄積された技術情報のデータベースで、直轄事業及び補助事業に係わらず公共工事に活用できる技術を可能な限り網羅している。

橋梁設計を行う上で有用と考えられる新技術について、「NETIS」ホームページより確認すること。

（URL : <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> ）



10. 維持管理

本編では、各編で記載された維持管理に関する配慮事項を一覧表で整理した。橋梁計画時の設計漏れの回避や付加的要素として考慮する場合に参考にするとよい。

なお、各要素技術の目的とする効果を以下に示す。

- ・ 部材の長寿命化 : 維持管理の頻度を軽減する
- ・ 容易な維持管理 : 維持管理行為が容易に行えるようにする
- ・ 確実な維持管理 : 維持管理が困難な箇所をできるだけ少なくする
- ・ 第3者被害の防止 : 部材の損傷に伴う被害拡大の防止する





表 10-1 維持管理に関する配慮事項一覧表

対象構造	項目・部位	内容	効果	要領での記載箇所
鋼橋	疲労耐久性	疲労設計	部材の長寿命化	II編 1.6
	防錆	防錆上の留意点	部材の長寿命化	II編 1.7
	耐候性鋼材	耐候性鋼材の適用条件 構造細目	部材の長寿命化	II編 1.7.3
	桁端部, 遊間部	点検通路の確保	容易な維持管理	II編 1.8
	支承部桁下空間	維持管理スペースの確保	容易な維持管理	II編 1.8
	支承交換への配慮	ジャッキアップ補強	容易な維持管理	II編 1.8
	吊金具の設置方法	維持管理足場設置用の部材計画	確実な維持管理	II編 3.6.1, 4.7
	フィラープレートの配置位置	箱桁：箱桁内への配置	部材の長寿命化	II編 4.3
	箱桁の水抜き	箱桁内の水抜き構造	部材の長寿命化	II編 4.7
コンクリート橋	耐久性向上	鉄筋かぶり, 塗装鉄筋の適用	部材の長寿命化	III編 1.3
	耐久性向上	高強度化, 非鉄シースの採用など	部材の長寿命化	III編 1.3
	耐久性向上	PC定着部, グラウトホースのあと埋め処理など	部材の長寿命化	III編 1.3
	耐久性向上	箱桁内部の排水管設置, 地覆の水切り	部材の長寿命化	III編 1.3
	桁端部, 遊間部	点検通路の確保	容易な維持管理	III編 1.5
	支承部桁下空間	維持管理スペースの確保	容易な維持管理	III編 1.5
	コンクリート主桁, 壁高欄など	コンクリート片剥落防止	第三者被害の防止	III編 1.5
	点検性の向上	吊足場用金具の設置, 箱桁内部の足場設置	容易な維持管理	III編 1.5
マンホール等の設置	補修・補強時の資材搬入路の確保	容易な維持管理	III編 1.5	
下部構造	塩害対策	鉄筋かぶり, 塗装鉄筋の適用	部材の長寿命化	IV編 1.6.1
	橋座面	巻き込み部土工との高低差の確保	部材の長寿命化	IV編 1.6.2
	橋脚張出梁	水切り溝の配置	部材の長寿命化	IV編 1.6.2
	橋座面	排水勾配の配置	部材の長寿命化	IV編 1.6.2
	橋座面	コンクリート塗装による被覆	部材の長寿命化	IV編 1.6.3
	橋脚張出梁等	コンクリート片剥落防止	第三者被害の防止	IV編 1.6.4
	橋台背面アプローチ部	橋台背面アプローチ部の排水計画	部材の長寿命化	IV編 2.3
	鋼製橋脚	隅角部の疲労耐久性	部材の長寿命化	IV編 3.1.6
付属物	支承	作業空間の確保	確実な維持管理	VII編 1.7
	支承	ジャッキアップ補強	容易な維持管理	VII編 1.7
	伸縮装置	非排水構造	部材の長寿命化	VII編 2.1
	伸縮装置	剛性防護柵の隙間処理	第三者被害の防止	VII編 2.1
	橋梁防護柵	材質と防錆	部材の長寿命化	VII編 3.1
	排水柵	材質と防錆	部材の長寿命化	VII編 4.2
	検査路	配置	容易な維持管理	VII編 5.11
	橋歴板	記載事項	容易な維持管理	VII編 5.14